

令和6年第2回定例会審議予定表

会期日程（会期3日間）

日程/区分	月 日	曜日	開議時間	案 件
第1日 本会議	6月19日	水	午前10時	開会・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸般の報告・議案の上程・提案理由の説明・議案審議・討論・採決
第2日 本会議	6月20日	木	午前10時	一般質問・議案審議・討論・採決
第3日 本会議	6月21日	金	午前10時	議案審議・討論・採決・閉会

令和6年第2回五木村議会定例会

目 次

第1号(6月19日)		頁
1. 議事日程		3
2. 出席議員		3
3. 欠席議員		4
4. 説明のため出席した者の職氏名		4
5. 事務局職員の職氏名		4
6. 日程第1	会議録署名議員の指名	5
7. 日程第2	会期の決定	5
8. 日程第3	諸般の報告	6
9. 日程第4	報告第1号 繰越明許費繰越計算書について	9
10. 日程第5	報告第2号 事故繰越し繰越計算書について	9
11. 日程第6	議案第46号 教育委員会委員の選任について	9
12. 日程第7	議案第47号 五木村職員の分限に関する手続及び効果に関する 条例の一部改正について	9
13. 日程第8	議案第48号 五木村国民健康保険税条例の一部改正について	9
14. 日程第9	議案第49号 五木村重度心身障害者医療費助成に関する条例の 一部改正について	9
15. 日程第10	議案第50号 五木村災害復旧事業の施行に関する令和6年度実 施協定書の締結について (村道白蔵線地すべり災害復旧事業)	9
16. 日程第11	議案第51号 工事請負変更契約の締結について (村道入鴨線道路災害復旧事業)	10
17. 日程第12	議案第52号 工事請負契約の締結について (林道菊池人吉線災害復旧事業)	10
18. 日程第13	議案第53号 工事請負契約の締結について (林道日当線災害復旧事業)	10
19. 日程第14	議案第54号 令和6年度五木村一般会計補正予算(第1号)	10
20. 日程第15	議案第55号 令和6年度五木村国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)	10
21. 日程第16	質疑	22

22. 散 会	38
---------	----

第2号（6月20日）

1. 議事日程	41
2. 出席議員	41
3. 欠席議員	41
4. 説明のため出席した者の職氏名	41
5. 事務局職員の職氏名	42
6. 日程第1 一般質問	43
(1) 西村久徳	43
(2) 田山淳士	62
(3) 早田吉臣	66
(4) 藤本新一	76
(5) 園田良治	84
7. 散 会	89

第3号（6月21日）

1. 議事日程	93
2. 出席議員	93
3. 欠席議員	93
4. 説明のため出席した者の職氏名	93
5. 事務局職員の職氏名	94
6. 日程第1 質疑	95
7. 日程第2 討論	95
8. 日程第3 採決	96
9. 日程第4 議員派遣について	97
10. 日程第5 閉会中の継続審査・調査について	98
11. 閉 会	98

第2回五木村議会定例会会議録

令和6年6月19日（水）開会

（第1日）

五木村議会

令和6年第2回五木村議会定例会（第1号）

令和6年6月19日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第6 議案第46号 教育委員会委員の選任について
- 日程第7 議案第47号 五木村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第48号 五木村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第49号 五木村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第50号 五木村災害復旧事業の施行に関する令和6年度実施協定書の締結について（村道白蔵線地すべり災害復旧事業）
- 日程第11 議案第51号 工事請負変更契約の締結について（村道入鴨線道路災害復旧事業）
- 日程第12 議案第52号 工事請負契約の締結について（林道菊池人吉線災害復旧事業）
- 日程第13 議案第53号 工事請負契約の締結について（林道日当線災害復旧事業）
- 日程第14 議案第54号 令和6年度五木村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第55号 令和6年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 質疑
- 日程第17 討論
- 日程第18 採決
- 日程第19 議員派遣について
- 日程第20 閉会中の継続審査・調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番 園 田 良 治 君

- 2番 早 田 吉 臣 君
- 3番 中 村 俊 也 君
- 4番 川 邊 正 美 君
- 5番 田 山 淳 士 君
- 6番 藤 本 新 一 君
- 7番 西 村 久 徳 君
- 8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(11名)

- 村 長 木 下 丈 二 君
- 総務課長 竹 村 文 秀 君
- ダム対策課長 土 肥 整 二 君
- 政策調整監 麦 田 健 一 郎 君
- 保健福祉課長 高 田 孝 浩 君
- 住民税務課長 北 原 仁 司 君
- 産業振興課長 土 肥 博 司 君
- 建設課長 黒 木 光 重 君
- 会計管理者 大 岩 留 美 君
- 教 育 長 西 龍三郎 君
- 教 育 課 長 山 尾 浩 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(1名)

- 議会事務局長 木 野 徹 也 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 起立、礼、おはようございます。着席。

ただいまから令和6年第2回五木村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡本精二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、3番 中村議員、4番 川邊議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（岡本精二君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。3番、中村委員長。

○3番（中村俊也君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

去る6月11日火曜日午前9時から、中会議室において議会運営委員会を開催をいたしました。今回の6月定例会提出案件について、村長、総務課長より説明をお受けしております。

執行部の提出案件につきましては、報告2件、教育委員会委員の任命1件、条例の一部改正3件、工事実施協定書の締結1件、工事請負変更契約の締結1件、工事請負契約の締結2件、補正予算2件の計12件でございます。

また、一般質問につきましては、5名の方から通告書が提出をされております。第2日目の6月20日を予定をしておりますので、質問者は、質問及び答弁について簡潔明瞭をお願いいたします。

以上の案件を議会運営委員会で検討をしました結果、お手元に配付した会期日程でございますが、第1日目を本日6月19日開会をいたしまして、諸般の報告、議案の上程に伴う提案理由及び議案内容の説明、議案審議を予定をしております。第2日目の6月20日は、一般質問、議案審議、討論、採決を予定、第3日目の6月21日は、議案審議、討論、採決、閉会という3日間の会期でございます。当委員会では決定をしております。

以上、会期の決定については、議会運営委員会で決定をしたとおりお取り計らいいただきますようお願いを申し上げ、議長に報告いたします。

以上です。

○議長（岡本精二君） お諮りします。ただいま議会運営委員長の報告がございました。委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、会期は本日6月19日から21日までの3日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（岡本精二君） 日程第3 諸般の報告を議題とします。

監査委員の報告をお願いします。5番、田山監査委員。

○5番（田山淳士君） それでは、監査報告をいたします。タブレットに載っておりますので御覧ください。

五木村長 木下丈二様。

五木村議会議長 岡本精二様。

五木村監査委員 牛草敏憲、同じく田山淳士。

これは令和6年5月21日付のものでございます。読み上げて報告に代えたいと思います。

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

1、検査の対象 会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金、基金、歳計外現金）の出納及び保管。

2、検査現在期日 令和6年4月末日。

3、検査実施日 令和6年5月12日。

4、検査の結果及び意見。検査現在期日における歳計現金、一時借入金（繰替運用金）、基金、歳計外現金の保管状況は別紙のとおりで、預金通帳、保管現金を現金出納簿等と照合した結果、全て符合し誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照合した結果、別紙「収支計算書」の計数に誤りはなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めた。

なお、参考までに検査現在期日における現金現在高は次のとおりである。

歳計現金2億627万6,487円、一時借入金はゼロです。基金37億535万1,633円、歳

計外現金2,088万9,138円、現金現在高39億3,251万7,258円です。

次のページをめくっていただきますと、収支計算書、これ令和5年と6年、逆さまになってますが、令和5年、6年、それから歳計外現金の管理状況、基金の管理状況、次のページに令和6年4月の基金の繰越明細書、それから、その下に歳入歳出の現金保管状況も載っております。

最後の2ページが、今年の3月と4月に行いました検査の報告を載っておりますので、後で御覧いただければと思います。

以上で、報告終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いします。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） それでは、令和6年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。

令和6年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会（2日目）が、令和6年3月25日開かれました。時間は、午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で行われました。

日程第1、一般質問、あさぎり町選出の22番、加賀山瑞津子議員が、質問事項を「新一般廃棄物処理施設の建設計画と周辺住民との合意形成について」の執行部の考えをただしたのでございます

日程第2、議案第1号、人吉球磨広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

日程第3、議案第3号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算。

日程第4、議案第4号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金総額。

この3件では、新執行部の補足説明を受けた後、質疑、採決を行い、原案どおり可決されました。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査について。議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

最後に、組合議会規則第43条の規定により、議決された事件について、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することを決定され、閉会をいたしました。

以上、令和6年第1回人吉球磨広域行政組合定例会2日目の会議の結果について報告をいたしました。

次に、令和6年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会の報告をいたします。

令和6年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が、令和6年5月30日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第1、議席の指定では、あさぎり町議会改選により、新たに選出された山口和幸議員の議席を22番、皆越てる子議員の議席を23番に議長が指定されました。

日程第2、会議録署名議員には、16番、田山淳士議員（五木村）、18番、中村龍喜議員（山江村）が指名されました。

日程第3、会期の決定では、宮崎保議会運営委員会副委員長（人吉市）の報告を受け、会期を5月30日の一日間と決定いたしました。

日程第4、議会運営委員会委員の選任では、欠員となっている1名を上球磨地区の議員から選出され、13番、杉野貴文議員（水上村）が議長から指名されました。

その後、議会運営委員会が開催され、委員長の互選の結果、委員長に20番、田代利一議員（球磨村）が任命されました。

日程第5、報告第1号、令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、理事会代表理事の提案理由の説明を受け、質疑を行いました。

日程第6、議員の派遣については、任期満了に伴う改選により、新たに選出された組合議員（あさぎり町、湯前町）の組合施設の視察研修と全議員による先進地視察研修を行うことに決定をいたしました。これは前も報告がありましたように、今の処理場がもう弱体化してまいりまして、新たに今度あさぎり町の免田に新設するという方向で決まっておるようでございます。

最後に、組合議会会議規則第43条の規定により、議決された事件については、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することが決定されました。

以上で閉会をいたしましたのでございます。

報告を終わります。

○議長（岡本精二君） どうもありがとうございました。

次に、行政報告をお願いします。木下村長。

○村長（木下文二君） おはようございます。

それでは、行政報告を申し上げます。

本日、令和6年第2回定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、全議員の皆様にご出席をいただき誠にありがとうございます。

6月17日、気象庁が九州北部地方の梅雨入りを発表しました。村では、自然災害への備えとして、6月3日に「五木村防災会議」を開催し、各関係機関との情報の共有と危機管理についての連携を再確認した次第であります。

「令和2年7月豪雨」、さらには一昨年台風14号による災害を教訓に、改めて関係機関と情報共有を密にしながら、防災体制の整備、災害への備えに万全を期してまいります。

村民の皆様、議員の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、5月9日臨時議会以降の行政執行の主なものにつきまして、御報告いたします。

5月14日、15日、上京し、「全国道路利用者会議総会」及び「道路整備促進期成同盟会全国協議会総会」に出席してまいりました。

5月16日、佐賀市で「九州治水期成同盟連合会定期総会」に出席してまいりました。

5月18日、保育園、小学校、中学校、人吉高校五木分校の合同大運動会が開催されました。今年は、「進取幸福 自分から進んで楽しむ」をスローガンに、晴天の中、会場には子供たちの元気いっばいで楽しそうな声が響き渡っていました。

5月23日、上京し「全国治水砂防協会総会」に出席してまいりました。

5月24日、東京で、昨年度設立しました「東日本五木ふるさと会」の総会及び交流会を開催いたしました。遠く離れた地でも五木村に思いを寄せ応援して下さる方々が親睦を深めるよい機会となりました。

5月27日、議会の皆様と共に県の木村知事を訪問し、また、翌28日には、地元選出国會議員、国土交通省及び財務省を訪問し、ひかり輝く五木村の早期実現に向けた地域振興に関する要望を行ってまいりました。県におかれては、知事のほか、両副知事や関係部長、国においては、堂故国土交通副大臣をはじめ関係部局にも御対応いただき、村の要望をしっかりと受け止めていただいたものと認識しております。

5月29日、宮崎県西都市で「国道219号整備改良促進期成同盟会」に、31日には上京し「全国治水期成同盟会連合会通常総会」に出席してまいりました。

6月12日、上京し、全国のダムを有する水源地域の取り組みをテーマにした「水源地域未来会議」に出席してまいりました。

以上、御報告とさせていただきます。

-----○-----

- 日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第6 議案第46号 教育委員会委員の選任について
- 日程第7 議案第47号 五木村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第48号 五木村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第49号 五木村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第50号 五木村災害復旧事業の施行に関する令和6年度実施協定書の

締結について（村道白蔵線地すべり災害復旧事業）

日程第11 議案第51号 工事請負変更契約の締結について
（村道入鴨線道路災害復旧事業）

日程第12 議案第52号 工事請負契約の締結について
（林道菊池人吉線災害復旧事業）

日程第13 議案第53号 工事請負契約の締結について（林道日当線災害復旧事業）

日程第14 議案第54号 令和6年度五木村一般会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第55号 令和6年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（岡本精二君） 次に、議案に入りますが、議案につきましては事務局長に朗読させます。木野事務局長。

○議会事務局長（木野徹也君） それでは、議案を朗読します。

報告第1号、繰越明許費繰越計算書について、報告第2号、事故繰越し繰越計算書について、議案第46号、教育委員会委員の選任について、議案第47号、五木村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、議案第48号、五木村国民健康保険税条例の一部改正について、議案第49号、五木村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、議案第50号、五木村災害復旧事業の施行に関する令和6年度実施協定書の締結について、議案第51号、工事請負変更契約の締結について、議案第52号、工事請負契約の締結について、議案第53号、工事請負契約の締結について、議案第54号、令和6年度五木村一般会計補正予算（第1号）、議案第55号、令和6年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

以上です。

○議長（岡本精二君） 以上の議案を一括上程します。

次に、提案理由の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下丈二君） それでは、提案理由について申し上げます。

提案いたしております議案について御説明いたします。

今議会へ提案いたします議案は、報告案件2件、人事案件1件、条例の一部改正案件3件、協定書の締結案件1件、工事請負契約及び変更契約案件3件、補正予算案件2件の計12議案であります。

報告第1号は、一般会計において令和5年度から繰越をいたしました繰越明許費の計算書を報告するものであります。

報告第2号は、一般会計において令和5年度繰越明許費に係る経費を繰越といたしました事故繰越しの計算書を報告するものであります。

議案第46号、教育委員会委員の選任については、教育委員の任期が令和6年6月24日に満了することに伴い、委員の選任について議会の同意をお願いするものであ

ります。

議案第47号、五木村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正については、本条例で規定している失職の例外について、地域活動やPTA活動、ボランティア活動などの職務外での活動における過失による事故についても失職の例外対象とするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第48号、五木村国民健康保険税条例の一部改正については、令和12年度から県内の市町村の国民健康保険税が統一されることに伴い、諸般の事情を勘案し、税率の引き下げを行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第49号、五木村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正については、県交付要領において自己負担額の端数を切り捨てる改正が行われたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第50号、五木村災害復旧事業の施行に関する令和6年度実施協定書の締結については、村道白蔵線地すべり災害復旧事業について、熊本県と協定を締結するに当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第51号、工事請負変更契約の締結について、並びに議案第52号及び議案第53号の工事請負契約の締結については、いずれも契約締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第54号、五木村一般会計補正予算（第1号）は、既決予算に歳入歳出それぞれ2,543万9,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を45億6,963万8,000円とするものであります。

主な歳出といたしまして、人事異動に伴う人件費のほか、低所得世帯支援給付金や定額減税に伴う調整給付金などを計上しております。

議案第55号、五木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、既決予算に歳入歳出それぞれ78万6,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を1億5,764万8,000円とするものであります。

主な歳出といたしまして、国保システム改修業務委託料を計上しております。

以上でございます。これらの議案の詳細につきましては、職員から説明いたしますので、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岡本精二君） それでは、報告第1号及び報告第2号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、おはようございます。報告第1号と報告第2号の御説明を申し上げたいと思います。

まずは、報告第1号でございます。繰越明許費繰越計算書について。

令和5年度五木村一般会計補正予算（第10号）第2表の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するという事になっております。

2枚目に内訳等を付けておりますけれども、ちょっとこれには合計欄とかがありませんので、タブレットの中に総務課資料を入れております。その中の1ページを見ていただくと、その費目ごとに合計欄等を書いておりますので、そちらのほうで説明したいと思っております。

表題が報告第1号の繰越明許費繰越計算書について（一般会計）となっておりますが、翌年度繰越額だけ申し上げたいと思っております。

まず、総務費の総務管理費でくま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧）なんですが、そこから戸籍住民登録費、戸籍住民記録システム改修事業外2件が、合わせまして2,196万9,000円でございます。それから、その下の衛生費の保健衛生費で保健センター空調設備改修工事が3,809万3,000円、農林水産業費の林業費ですが、村有林作業道開設事業業務委託料で3,300万円。次に、消防費で五木村デジタル防災行政無線屋外拡声子局新設工事が1,721万8,000円。災害復旧費になります。林道下入鴨線災害復旧事業外3件から、一番下の村道白蔵線地すべり災害復旧費まで、災害復旧費合わせまして繰越額が11億1,897万円でございます。総務費から災害復旧費まで合わせまして12億2,117万7,000円の繰越額となっております。

以上が報告第1号でございます。

次に、報告第2号、事故繰越し繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和5年度五木村事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告するという事で、こちらは2枚目を御覧いただきたいと思っております。一般会計になります。災害復旧費の公共土木災害復旧費で、事業名が村道白蔵線地すべり災害復旧事業でございます。支出負担行為額が2億9,990万1,000円、翌年度繰越額が1億340万5,000円となっております。

以上で報告第1号と第2号の御説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第46号の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下丈二君） それでは、議案第46号について説明を申し上げます。

教育委員会委員の選任について。

教育委員会の委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

お手元の資料に、氏名、樅木晴美、また、住所、生年月日等は資料のとおりでございます。

提案理由でございます。教育委員の任期が令和6年6月24日に満了することに伴い、新たに教育委員を選任する必要があるということに加えまして、これまでも樫木氏については、教育委員として今活動をいただいておりますので、適任と判断したところで提案するところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第47号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、議案第47号の御説明を申し上げます。

五木村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について。

五木村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるということで、中央付近の第5条をちょっと読み上げたいと思います。

第5条第1項中「禁固の刑に処され」及び「交通事故であり、かつ、その罪となった事実が職務上生じた」を削るということです。

提案理由でございます。読み上げます。地方公務員法の規定に基づき制定されている本条例において、現状は「職務上の過失による交通事故のみ」が失職の例外対象となっております。

しかしながら、職員においては、職務上に限らず地域活動、あるいはPTA活動、ボランティア活動など多様な活動に参加する機会も数多くあり、過失による事故を起こす側となる危険性も高いということでございます。そのため、「職務上の交通事故」の条件を削除し、職務外の活動における過失による事故においても失職の例外対処とするため、条例の一部を改正するものでございます。

これは、いわゆる労働組合、職員組合からもう過去からずっと要請がありまして、今回、この条例が昭和26年に制定された、その後どう変わったか私もちょっと調べておりませんが、初めてこの条例改正を行うんじゃないかなと思っております。ちなみに、人吉球磨10市町村で削除している市町村は半数以上あります。7市町村ありまして、今回の6月の議会で、ちょっと調べましたら、山江村と球磨村のほうもこの条例を提案して可決されたと聞いております。五木村でお認めいただいたのであれば、人吉球磨の10市町村が全てこれを削除するというところでございます。

以上をもちまして、議案第47号の御説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第48号の説明を求めます。北原住民税務課長。

○住民税務課長（北原仁司君） おはようございます。議案第48号について御説明いたします。

議案第48号、五木村国民健康保険税条例の一部改正について。

五木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

まず、最後のほうの提案理由から説明させていただきます。令和12年から熊本県内の市町村の国民健康保険税が統一されることに伴い、本村の国民健康保険特別会計基金の保有額や税率等を総合的に勘案した結果、一定の期間、基金を財政調整に資する必要があると判断し、税率の引き下げを行うため、条例の一部を改正する必要があります。

次に、住民税務課の別添の資料を御覧ください。提案理由を鑑みまして、税率の改正方針を作成いたしました。先日の国保運営協議会にも諮りましたところ、方針のとおりのお返事をいただいているところでございます。

①基金保有高の一部を減税のための財源とする。これは令和6年度から令和11年度までです。

②被保険者が統一後に急激な税負担を感じないように、令和9年度以降に県が示す税率に合わせて計画的に税率を引き上げる。令和9年度から令和11年度にです。

次に、下に表がありますが、保険料水準の統一に向けたロードマップです。今回の改正により軽減を行い、令和7年度、令和8年度においては据え置き、令和9年度の統一保険料の提示よりは、税率改正による3年間定率増税し、令和12年度には県下統一の保険料に合わせるものでございます。下のグラフは、令和6年度から令和12年度までのイメージとなっております。

最後の表は、今回の保険税率（案）として、改正前後と比較を示しております。

以上で、議案第48号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第49号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） おはようございます。

議案第49号、五木村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

五木村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

五木村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条表中「2,040円」を「2,000円」に改め、「1,020円」を「1,000円」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

提案理由でございますが、県単独事業である熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領について、令和6年度から自己負担額の端数を切り捨てた額へ改正が行われ、同様に本村の条例を一部改正する必要があるものでございます。これが条例案を提出する理由でございます。

この制度につきまして、若干、説明を申し上げます。

まず、保健福祉課の資料1ページを御覧ください。重度心身障がい者医療費制度とはということで、重度の障害がある人に対して医療費を助成することで、本人の生活の安定と福祉の充実を図ることを目的とした制度でございます。

対象者につきましては、1から4番目まで書いてありますとおりの方が対象となっております。

助成額につきましては、医療費の一部負担、これは国保でありますとか社保、そして後期高齢者医療、それぞれ3割、1割の負担がありますが、その負担額から高額療養費を差し引いて本人の自己負担額を差し引いたものが重度心身障害者医療費助成額というふうになっております。

この赤の本人の自己負担額でございますが、まず、通院の場合、一つの医療機関につき一月で現在までは1,020円の負担となっておりますが、改正後は1,000円の負担となるものでございます。

そして、入院の場合です。一つの医療機関につき一月2,000円の負担でございましたけれども、これが改正後は2,000円となるものでございます。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第50号から議案第53号までの説明を求めます。黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） おはようございます。

それでは、議案第50号から53号まで御説明したいと思います。

議案第50号、五木村災害復旧事業の施行に関する令和6年度実施協定書の締結について。

五木村災害復旧事業の施行に関する令和6年度実施について、次のように協定を締結することとする。

- 1、目的 五木村災害復旧事業（村道白蔵線地すべり災害復旧事業）
- 2、協定の金額 1億円
- 3、協定の相手方 熊本県 熊本県知事 木村敬
- 4、協定の方法 随意契約

提案理由です。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

協定の内容として、資料のほうをタブレット、建設課の資料のほうに格納しておりますので御覧いただきたいと思っております。協定の実施期間としましては、令和7年3月31日でございます。

今回の協定の事業内容ですが、建設課の資料の村道白蔵線地すべり災害復旧工事

の1期施工、2期施工、3期施工を記載しております。また、図面も添付しております資料がございますので、そちらを見て説明したいと思います。今回の第3期の1億円の締結内容でございますけども、この変更計画というふうに書いてあります緑の箇所、こちらにつきましての協定でございますが、この一連の協定につきましては、3月の定例議会のほうで説明したとおりでございます。今回、締結するというところでございます。1期、2期共々、3期につきましても熊本県と十分協議しながら工程管理を実施していくところでございます。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

続きまして、議案第51号、工事請負変更契約の締結について御説明いたします。

工事請負変更契約について。

次のとおり工事請負変更契約を締結する。

- 1、工事番号 4 災補道第487号
- 2、工事名 村道入鴨線道路災害復旧工事
- 3、契約金額 当初1億527万円
 変更1億3,459万3,535円
 増額2,932万3,535円
- 4、契約の相手方 熊本県球磨郡相良村大字川辺1599番地1
 株式会社 白砂組
 代表取締役 白砂昌一

提案理由です。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

今回の変更内容でございますけども、こちらタブレット、建設課の資料のほうに格納しておりますので、御確認いただけたらと思います。この村道入鴨線の道路災害復旧工事でございますけども、図に示すとおり、当初、変更というふうに図示しているところでございます。

変更理由を中段のほうに書いてございますけども、ここの赤で示しておる基礎、重力式擁壁基礎、こちらを洗堀防止のため岩着としておりましたけども、床掘りを実施したところ。設計時に想定していた岩線が出てこなかったというところで、そのため深いところまで掘削をし、支持基盤であるもろい岩盤を取り除いて硬い岩盤のところまで掘るというところでございます。

また、この重力式が図示してありますように、約1.5倍ぐらいボリュームが増えてございまして、これに伴うほかの工事ですね、仮設工等や掘削土量の増加ということで変更ということで、約3,000万の増額になってるところでございます。なお、

変更増額は全額国費対象というところがございます。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

続きまして、議案第52号の説明をしたいと思えます。

議案第52号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1、契約の目的 2・4林災（6過）第52号
林道菊池人吉線災害復旧工事（7号箇所）（旧7号）
- 2、契約の方法 指名競争入札に付し落札契約
- 3、契約金額 5,610万円
- 4、契約の相手方 熊本県球磨郡錦町木上西1007
マルナカ工業有限会社
代表取締役 中山正明

提案理由です。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、当該契約は議会の議決に付する必要がある。これが、議案を提出する理由です。

参考事項としまして、工期は議会の議決を得た日から令和7年1月31日までとするというところがございます。

入札の経緯につきましては、議案書の次ページに掲載してるところでございます。

工事概要の御説明をしたいと思えます。こちら資料に格納しております林道菊池人吉線、こちらを御覧いただければと思えます。いわゆる大規模林道でございます。こちらの道路災害、災害復旧延長が約40メートルということで、こちらにつきましては、令和4年の台風14号で被災したものでございます。この道路の路面水が路肩部に集中し、路肩が決壊したものでございますが、写真にございます路肩部はコンクリート擁壁でございますけれども、こちらはいわゆる死に体ということで、宙に浮いている状態でございます。その下を抜けているというところがございます。これの復旧工事として補強土壁工を施工して道路を復旧するというところがございます。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

続きまして、議案第53号を御説明いたします。

議案第53号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1、契約の目的 2・4林災（6過・5過）第40号
林道日当線災害復旧工事（4号箇所）（旧8号）
- 2、契約の方法 指名競争入札に付し落札契約

- 3、契約金額 5,593万5,000円
4、契約の相手方 熊本県球磨郡五木村甲4951
有限会社 丸一産業
代表取締役 猪熊龍浩

提案理由です。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、当該契約は議会の議決に付する必要がある。これが、議案を提出する理由です。

参考事項としまして、工期は議会の議決を得た日から令和7年1月31日までとする。

入札の経緯につきましては、議案書の次ページに添付してるところです。

ここの箇所の工事箇所を説明したいと思います。建設課の資料の最後のほうになりますけども、林道日当線の災害復旧工事ということで、こちらについては、真ん中に図してございますけども、ヘアピンまではいきませんが大きなカーブのところ、山側が右、下流側ということで左のほうになってございますが、こちらの災害復旧工事でございます。こちらにつきましても、令和4年の台風災害で被災したものでございます。道路の路面水及び谷あいの迫から土砂により迫が閉塞し、路肩が決壊したところでございます。復旧延長は95メートルでございます。こちらについては、路肩にアンカー式ブロック積工、また排水処理として鋼製コルゲートパイプを12メートル新設と。また、既設の被災したコルゲートパイプを撤去すると。アスファルト舗装が360平米復旧とございます。

また、法面のほうも崩れておりまして、植生基材吹付工も実施するところがございます。

また、ここの工事につきましては、工事用の進入路を新しく仮設でつくることとございまして、これにつきましてもボリューム789立米の工事用の道路を施工するものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わります。以上でございます。

○議長（岡本精二君） ここで暫時休憩します。11時10分から開きます。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（岡本精二君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第54号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、議案第54号の御説明を申し上げます。一般会計

補正予算でございます。

1 ページ、おめくりいただきたいと思います。令和6年度五木村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,543万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,963万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正ということで、歳入でございます。補正予算額のみ申し上げます。分担金及び負担金で負担金64万6,000円、国庫支出金の国庫補助金で1,287万円、県支出金の県補助金で80万円、繰入金で1,075万9,000円、諸収入の雑入で36万5,000円です。歳入合計が、補正前の額が45億4,419万9,000円の補正額2,543万9,000円、合わせまして45億6,963万8,000円です。

次の3ページになります。歳出です。こちらも補正予算額のみ申し上げます。議会費で減額の37万2,000円、その下、総務費の総務管理費から戸籍住民登録費まで合わせまして876万2,000円です。その下が民生費の社会福祉費で621万1,000円です。衛生費の保健衛生費で549万4,000円です。農林水産業費の林業費で4万円、商工費で62万9,000円、一番下、土木費の道路橋梁費から住宅費まで合わせまして、減額の513万8,000円です。

その下、消防費が一番下にありますが、4ページを御覧いただきたいと思えます。消防費で補正額が340万2,000円です。最後になります。教育費で教育総務費と中学校費、合わせまして641万1,000円です。歳出合計、補正前の額が45億4,419万9,000円、補正額が2,543万9,000円、合わせまして45億6,963万8,000円になります。

続きまして、歳出のほうからいきたいと思います。9ページになります。歳出です。全体的な話から申し上げます。村長の提案理由にもありますが、4月1日で職員の異動があっておりますので、十数人異動をしております。その件もありまして、その調整を行っております。

9ページですが、ここら辺、ほぼほぼ人件費の異動でございます。

次の10ページをお願いします。総務費の企画費で委託料になりますが、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と書いております。業務委託料です。150万円。その下が負担金で、ひごラボNEXT事業負担金80万円ございます。10ページの中央付近から下は人件費等の調整でございます。

11ページお願いします。民生費の社会福祉総務費で、上段上のほうは人件費ですが、下のほうの需用費等あります。大きいものとしては、委託料で調整給付金

システム改修委託料171万円です。その下の負担金で低所得世帯支援給付金が350万、その下、調整給付金が600万でございます。

次に、12ページをお願いします。衛生費になります。予防費で需用費でございますが、医薬材料費、コロナワクチンのワクチンだそうです、544万5,000円です。役務費で通信運搬費が4万円、委託料でコロナワクチン接種業務委託料で42万2,000円、需用費から委託料を合わせますと590万7,000円となっております。

13ページをお願いします。商工費になります。商工費の商工振興費で役務費の五木の子守唄商品登録更新手数料が48万9,000円です。

次に、道の駅管理費が委託料で物産館仮店舗設置業務委託料で1,000万、これは予算の組換えと申しますか、下のほうにあります、物産館仮店舗移転補償金が減額の1,000万です。13ページの中央から下は土木費で、これも全部人件費の調整です。

続きまして、14ページの中央です。土木費の住宅管理費で委託料ですが、野々協団地外壁塗装改修工事設計業務委託料、これは減額の380万円です。その下が野々協団地樹木剪定業務委託料は130万、その下、今度は下谷団地になりますが剪定業務委託料が120万となっております。

次に、消防費で非常備消防費ということで、報償費、五木村退職消防永年勤続功労金ということで、7名分の65万円です。その下が消防施設費で、デジタル防災行政無線の修繕料が275万円でございます。ここら辺は総務課の資料にも詳細を添付しております。

最後のページになります。教育費です。事務局費につきましては、人件費の調整です。教育費の中学校費で教育委員会管理費で、教職員住宅電気温水器取替修繕料ということで、2台分を教員住宅の電気温水器を取り替えるということです。112万2,000円です。

次に、歳入に行きたいと思えます。7ページになります。分担金及び負担金の衛生費負担金で、新型コロナウイルスワクチン負担金、これは個人の方からいただくということで62万5,000円です。その下、国庫支出金で衛生費国庫補助金で、新型コロナウイルス予防接種体制整備国庫補助金で269万7,000円、その下が民生費の国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで、歳出で御説明しました給付金関係の国庫補助金です。1,017万3,000円です。

最後になりますが、8ページをお願いします。県支出金で総務費補助金、球磨川流域復興基金補助金で80万円、中央付近、繰入金です。財政調整基金繰入金で688万7,000円、その下が公共施設整備基金繰入金で387万2,000円です。一番下になります。雑入です。公有建物災害共済金が36万5,000円です。

予算書の後ろのほうに給与明細費等を付けておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上をもちまして、議案第54号の御説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第55号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） 議案第55号、令和6年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をお開きください。令和6年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,764万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2ページ目をお開きください。歳入歳出予算補正。まず歳入でございます。款項、補正予算額を読み上げさせていただきます。国庫支出金、国庫補助金220万5,000円、県支出金、県補助金、減額の141万9,000円、歳入合計78万6,000円です。歳入総額1億5,764万8,000円でございます。

次に、歳出です。総務費、総務管理費、補正予算額78万6,000円です。歳出合計78万6,000円、歳出総額1億5,764万8,000円でございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細について説明をさせていただきます。

はじめに歳出から説明をさせていただきます。7ページを御覧ください。国保システム改修業務委託料78万6,000円でございます。この国保システム改修業務委託料につきましては、マイナンバーカードと国保被保険者の一体化に向けたシステムの改修の委託料でございます。この予算につきましては、当初予算において141万9,000円を計上しておりましたが、今回追加で78万6,000円を計上するものでございます。追加理由につきましては、国からの指示によるものでございまして、マイナンバーカード利用促進のために被保険者証を交付する際、個人番号の下4桁の情報を通知書に印字し、全被保険者へ通知する仕組みの追加でございます。この表示を行うことによりまして、マイナンバーカードも被保険者証として利用できることをお知らせするものでございまして、マイナ保険証の利用促進のために今回のシステムを改修するものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。6ページをお開きください。歳入でございますが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金220万5,000円、特別調整交付金、減額の141万9,000円でございますが、この両方とも国保システム改修業務

に関連するものでございます。当初予算では、県からの指示により特別調整交付金に141万9,000円計上をしておりましたが、国庫補助金として交付される旨の通知がございましたため、県の特別調整交付金を141万9,000円減額するものでございます。

また、当初、歳入予定であった141万9,000円に、追加で交付されます78万6,000円を合わせまして、合計で220万5,000円を社会保障・税番号制度システム整備補助金として組換えで予算を計上するものでございます。

以上で、議案第55号の説明を終わります。

-----○-----

日程第16 質疑

○議長（岡本精二君） 次に、日程第16 これから質疑を行います。

報告第1号をお開けください。報告第1号、質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで報告第1号の質疑を終わります。

次に、報告第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 私は報告第2号の事故繰越しでございますが、これは適切な事案じゃないということは、精算、過去の例から事故繰ということでございますが、どういう考えを持って今回またこういう結果になったのかちょっとお伺いいたします。

○議長（岡本精二君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

この村道白蔵線地すべり災害復旧工事の第1期分でございますが、令和4年度の協定でございます。こちらにつきましては、令和5年度で明許繰越で、今回、事故繰越しということで、事故繰越しはあってはならないことということでございますけれども、どういう背景でなったのかということでございます。1期工事、2期工事それぞれございますけれども、こちらに特殊工事でグラウンドアンカー工事というのがございまして、こちらアンカー工事をするに当たって、令和5年度の施工の進捗におきまして、グラウンドアンカー工を施工するに当たり、上のほうでアンカー工を施工するのに、下のほうで軽量盛土工という上下作業がございまして、上下作業の期限があることから施工が遅れたということでございますけれども、こちらにつきましては、3月の議会のほうでも説明があったと思っておりますが、どうしてもやむを得ず工期が遅れたということでございます。何分グラウンドアンカー工というのが特殊工事でございまして、削孔してアンカー工部を挿入して固定して、それを緊張して締め上げるという特殊工事でございます。39本ということで、1本1本当たりの施工も時間がかかるところでございます。天災等々の影響ではなく施工の遅れでは

ございますけども、これもちょっとやむを得ない諸事であったというふうに考えてるところです。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） どのような理由があれ、この事故繰ということはいろいろ決算後から等々に残ってきますので、また、今回、議案の50号にも地すべり関係の協定ということでございますが、今回の事故繰、また新たな、後から出てますが、今回、白蔵地区の工事関係に進捗、また予定の目的だった完成時期が若干の左右されるということが起きると思いますが、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

工期はいつになるかというところが最後のところでございますけども、今回、事故繰越しを起こした1期工事、今回明許繰越しした2期工事で、今回新たに締結した3期工事と三つの工事を区分しているところでございますけども、この三つにつきましても、最終は令和7年度末、令和8年3月31日までというところで設定しているところでございます。1期工事につきましては、何とか事故繰越しをお認めいただければ9月までで完了と。2期分につきましては、今年度で明許繰越しでございますけども、この2期工事は協定金額、いわゆる請負金額が約7億円でございます。先ほど申しましたグラウンドアンカー工が350本ということで、明許繰越しをしておる中でもかなりなボリュームでございますが、今年度で消化するに当たりまして県と協議して、2期工事につきましては4班体制ですね、そちらでもって何とか今年度に仕上げるというところで考えてるところでございます。令和6年度の協定の1億円につきましては、今年度で終わるのではないかと考えてるところです。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） ちょっとお尋ねしますが、繰越されるということは、今いろいろ事情があつてのことだろうと思いますが、これはもう20年来の亀裂が入って、地元の方は大変白蔵線の重要性というのは、高塚山に登るわけで、五木で一番高い山でございますから、白蔵線、大規模林道を通して白蔵を下りたり上がったり、そして地元の方はそこにシイタケとかそういう農作業、林業等もやっておるわけですが、大体村がやる事業ですけれども、県の代行をお願いしているのが現状ですが、これは非常に将来共々危険な場所でございますが、そういった危険な場所と仕事やりにく岩盤、弱盤岩でございますので、これは4年間でやれる見通しということ

で私もお伺いしておりましたが、間違いがなくそれに全力を尽くしていただきたいと思いますが、地元も待っておられますので、繰越も大事でしょうけれども、その見通しをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

7番議員さんがおっしゃられたとおり、地元の方には大変御迷惑をおかけしてるところでございます。先ほど3番議員さんへの答弁と変わりはございませんけれども、とにかく、今設定としましては、令和7年末ということで、ここの大工事を完了するように県とも調整してるところでございます。また、地域の住民の方々も7番議員さんと同じようにいつ終わるのだろうかというようなお尋ねもございまして、同じように御迷惑を被ってるんですけども、何とか難工事でもありますし、工事数量も大変な膨大な数で、五木村で始まっての大きな10億円近い工事ですということ、何とか御理解くださいということでお伝えしてるところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

質疑なしと認め、これで報告第2号の質疑を終わります。

次に、議案第46号の質疑を行います。質疑ございませんか。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 人事案件ですので、なかなか言いにくい話もございしますが、要望だけを申し上げておきますが、この人が悪いとかいいとかではございません。この前ちょっと村長の話では、なかなか教育委員の引き受け手がいないという話でございました。人材育成というのは、幅広くやはり発掘していかなければ教育振興、そして村民の教育の向上という、子供ばかりの教育じゃないわけですから、もう今はお年寄りから赤子までが人間形成の教育の基本でございます。そこで、五木村に1,000人近くの間人がいて、教育委員が引き受け手がいないというお話も聞きますが、教育長、やはりこれは人間形成ですから、引き受け手がいないならば、この人はいいだろうと、村長がいわゆる指名をするわけでございますから、教育委員がわずか4名ですか、今定員がですね。教育長も含めて5名、いないということは非常に寂しい思いがするわけです。これは教育委員だけでなくて全国の町村議会議員もなり手がいないと、やる気がないということか、あるいはもうあきらめるか、住民の方がですね、こういうことにひいてはなるわけでございます。村の活性化が停滞すると。私が教育委員になっていろんな指導、育成をしようというはまりがないような気がいたします。今日も地域に分担して北校区地区には教育委員が1人もいないから、この人がいいだろうと思うということをちょっとある人に話しましたが、断られたということでございます。それはもちろんもう退職されて家で仕事をされ

てるわけですが、もうまぎらいたくないという気持ちなのか何か知りませんが、やっぱりそういう人材を掘り起こして、五木の活性化のために説得すると、その説得が足りないというような私は感じもしておりますので、どのように、もうしよんなかけんこうだということでは、人間の教育というのは発展しないと思いますが、村長に聞く前に教育長にですね、一番総体としてどのように考えておられるか。教育振興というのは、この教育委員会の人選にも苦慮するようなことであっては私はいけないだろうと思いますが、教育長、どうお考えでしょうか。

○議長（岡本精二君） 議案第46号についての質疑ではなくて、教育行政についての質問ということで答弁をしていただきます。議案第46号については今の質疑では全体的なことだと思いますので、教育行政について、その一つの中としてどうお考えかということだと思いますので、その付近のところ教育長、お願いします。

○教育長（西 龍三郎君） お答えしたいと思います。

教育行政全般については、教育議会がその任を担っておりますので、教育委員含めて、やはり広く村内から人選をして、いろんな方に当たるということもあります。教育委員会の組織は、今5名おりますけども、やはりなかなかその付近の識見とか、それからいろんな教育に対する思いとか、そういったところを中心に委員の選任に当たっております。ただ、今おっしゃるとおり少ない人口ですので、その付近がなかなか難しいところもございます。ただ、やはり委員会として委員になられた方に対しては、しっかり教育行政の中で識見を備わっていただいて、そしていろんな意見を賜りながら、しっかり五木村の教育行政に当たっていきたく私は考えております。今、非常にそういった教育環境の中も厳しいところもありますので、教育委員会として一生懸命、委員になられた方々を含めて教育行政のそういったところの課題に対してしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 議案第46号について質疑ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号の質疑を行います。質疑ございませんか。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） この条例のことでございますが、国民健康保険は国民にとって一番大事なことでございますが、ここの説明書の中で令和9年度から保険率の提示がなされるようでございますが、これは県下一斉、全国含めてこういうほうに改定

がなされるということですが、間違いございませんか。

○議長（岡本精二君） 北原住民税務課長。

○住民税務課長（北原仁司君） お答えいたします。

熊本県下で統一になります。これが令和12年度からが県下統一です。それで、その県下統一に向けまして令和9年度には県がこういうぐらいの保険料になるということを示唆をされますので、それまでは移行期間になります。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

質疑なしと認め、これで議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案第49号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第49号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。午後1時から再開をします。

-----○-----

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第50号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案第51号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案第52号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案第53号の質疑を行います。質疑ございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） この53号の工事請負契約の締結ということですが、これは林道日当線災害復旧で、令和4年の災害で通行が出来ないということですが、この路線はそのほかにも私が記憶しているところですが、その前からずっとその路線が通行が出来ないんじゃないかと思ってるんですが、この路線は、今この相手方とかいろいろございますが、この路線で何か所ぐらい被災して、今回その場所が、その辺をちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（岡本精二君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

議案第53号の林道日当線の災害復旧工事の件でございますが、今御質問あったとおり、令和4年の台風14号で被災した箇所もございまして、もちろん令和2年の被災もあったところでございます。今回が53号につきましては4号箇所ということで旧8号ということで、日当線全部で8カ所ございました。今回お認めいただけて今年度施工した上で、最後は残り1件残っているところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 外に質疑ございませんか。

質疑なしと認め、これで議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号の質疑を行います。一般会計の補正予算です。まずは、歳入歳出分けて行います。歳出9ページをお開けください。議会費、一般管理費、ございませんか。10ページ。6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） ちょっとお尋ねします。10ページの一番上の12の委託料ですけども、地球温暖化対策実行計画ということで150万組んでありますが、事業内容をちょっと教えていただければ。

○議長（岡本精二君） 麦田政策調整監。

○政策調整監（麦田健一郎君） お答えいたします。

タブレットのほうにダム対策課の今回要求しております補正予算の資料をお付けしております。まず、そちらをお開きいただけますでしょうか。ダム対策課の資料2ページございまして、2ページ目の五木村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託という資料で御説明をさせていただきます。

まず、概要でございます。地球温暖化対策の関連する法律といたしまして、地球温暖化対策の推進に関する法律というものがございまして。その法律の21条第4項の中で、市町村についてはその区域内の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量削減等を推進するための計画、地方公共団体実行計画の区域施策編と申しますけれども、それを策定する努力義務が規定されております。

二つ目のマルですが、五木村につきましては、令和4年3月に、村民、事業者、行政が一体となって2050年までに二酸化炭素の排出量の実質0を目指す「五木村ゼロカーボンシティ2050」宣言を行いまして、脱炭素に向けた取組を進めております。令和5年7月には五木村地球温暖化対策実行計画の事務事業編というものもありまして、その事務事業編を改定しておりますが、その中で区域施策編を策定よていであるということを明記しております。区域施策編の策定には、専門的知識が求められ、また、業務量も膨大となることから、業務委託により実施をしたいと考えておりま

す。

右下に、参考、地方公共団体実行計画という表がございますけれども、そちらを御覧いただきたいと思います。この地方公共団体実行計画には、先ほど申し上げました事務事業編と区域施策編がございます。

まず、左の事務事業編のほうですけれども、法的根拠につきましては、先ほどの地球温暖化対策推進法でございます。事務事業編につきましては、これは全ての自治体が策定する義務が課されております。その中身ですが、概要にありますように、地方公共団体の温室効果ガスの排出量削減に向けた措置に関する計画と。要するに、公共施設における温室効果ガスの排出量削減についての計画が事務事業編となります。これは令和2年3月に策定しまして、令和5年7月に改訂を行っているところでございます。なお、県内の市町村では全ての市町村が策定をしているところでございます。

今回策定しようとしている区域施策編が、その右側、赤の線で囲っているところになります。法的根拠につきましては、先ほど申しましたように温対法になりますけれども、これは一応、策定は努力義務となっております。

概要のところですが、民間を含めた地方公共団体全域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減を推進するための総合計画となっております。先ほどの事務事業編は公共施設のみ、今回の区域施策編につきましては、それに一般の住民、また事業者、民間も含めた地方公共団体全体のガス削減に関する計画となります。本村では今のところ未策定でございます。県内市町村の策定状況は64%となっております。各自自治体で策定に向けた作業を進めているところでございます。

補足としまして、左の1の概要の米印のところがございますけれども、一つ目の米印ですが、今現在、脱炭素化を推進するためのさまざまな補助事業が国において設けられております。その申請書の中にこの区域施策編の策定状況を記載することが求められておまして、事実上、この区域施策編を策定することが補助要件となっているというような状況でございます。

二つ目の米印ですけれども、五木村におきましても令和4年度に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金という国の補助事業を利用しておりますけれども、その際も令和6年度中に区域施策編を策定すると記載をしているところでございます。予算については、委託料として150万円、スケジュールとしては記載のとおり、この議会でお認めいただけましたら、公募によって委託業者を決めて業務を開始したいと、年度内の区域施策編の策定までやってしまいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 私は、その下のひごラボNEXT事業負担金の80万なんですが、資料を見ますと前回あったひごラボのNEXTということで、終わったものの延長みたいな感じなんですが、その前のひごラボの成果というかそういったものがどういったものがあったのか教えていただければと思うんですが、その後にNEXTということなので、どういった感じで延長をされるのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 麦田政策調整監。

○政策調整監（麦田健一郎君） お答えいたします。

ひごラボNEXT事業についてでございます。同じくダム対策課の資料をもとに説明をさせていただきます。資料の1枚目となります。今回、NEXTということで、最初ひごラボですけれども、設立の経緯から御説明いたします。

資料1の経緯等のところの一つ目のマルでございますけれども、もともと令和2年7月豪雨で被災した人吉球磨地域の地域課題解決を目的といたしまして、国際協力機構（JICA）ですけれども、こちらが県の球磨地域振興局と共同で設置したものととなります。このひごラボの主な取組としては、被災地域の企業であるとか自治体の困りごとに応じまして、人吉球磨域外の企業をマッチングして、実際プロジェクトに至るまでのお手伝いとするというのが主な事業であったというふうに伺っております。件数としましては150件以上のマッチングであるとか、そのうち40件については、プロジェクトとして成立したと伺っております。ひごラボにつきましては、今年の2月をもちまして、一旦、活動を終了しておりますけれども、JICAですけれども、ぜひこれはもう成果があったことから継続したいということで考えておられました。当初のひごラボは全てJICAの予算で賄っていたんですけれども、今回、予算もなかなか厳しいところがあるということで、人吉球磨10市町村に協力を求められたところでございます。首長たちに説明をされたところ、全ての市町村がひごラボNEXTとして再開することに協力してよいという意向であったことから、今回、再開が決定したところでございます。

三つ目のマルにありますように、ひごラボNEXTでは、人吉球磨の10市町村も運営に参画し、経費を負担することとなっております。米印に書いておりますように、市町村負担金の財源としては、県の球磨川流域復興基金が全額充当されますので、市町村の実質の一般財源からの持ち出しはないということでございます。その右にひごラボNEXT事業のイメージを書いておりますけれども、真ん中に人吉球磨の10市町村がありまして、それがそれぞれ人吉球磨しごと創生連絡協議会と、もともとある人吉球磨全体で企業誘致であるとか雇用を創出することを協議する協議会ですけれども、こちらに負担金として拠出します。このしごと創生連絡協議会からひごラボNEXTに業務を委託するというスキームとなっております。同じくJ

I C AもひごラボN E X Tに事業を委託するという中身になっております。

2番のひごラボN E X T事業ですけれども、具体的にどういう事業を行うかということですが、同じく右の人吉球磨10市町村の中にメニューを書いております。全市町村共通する部分が横断的メニューとなっておりますけれども、まず左上です。地域の事業・政策に親和性の高い域内外企業の紹介ということで、これは先ほど申しましたひごラボ当初にやっていたことの継続事業となります。右上、グローバルプログラムと開発途上国とのネットワーキングということで、J I C A、途上国に人材を派遣しておりますけれども、その事前学習として各市町村などに派遣して、その中で、実際に地域振興などにも取り組んでもらうというような取組でございます。左下の県外自治体研修については、各市町村に共通するような課題がありましたら、それを県外まで視察に行くというものでございます。右下の地域横断連携プログラム、例えば、空き家対策ですとか先ほどの脱炭素、そういった地域で共通するような課題について研修会を開催するなどして職員、あるいは民間企業の人材育成を図っていくという内容となっております。その右に事業伴走支援というのがありますけれども、こちらについては、さらに120万円を拠出することで、さらに寄り添った支援を受けられるというオプション的な事業メニューとなっております。

五木村につきましては、まずは横断的メニュー、基本メニューのほうから参画をいたしまして、今後、必要に応じて事業伴走支援のほうについては考えたいというふうに考えております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） そのJ I C Aのほうをやったのを市町村も協力してやるということなんですが、なかなかこういったのが皆さん知ってない。コマーシャルというかそういうのがないもんですから、なかなかこういう事業があるのに、人吉球磨が、今企業がかなり困惑してるところにこういうのがあれば、もうちょっと宣伝というかこういったのがありますからこういうのを利用しませんとか、マッチングもそうですけど、後継者がいないところ、そういったところも何か引きつけるものをつくっていただいて、そういったラボをもうちょっと充実してほしいと思うんですが、その相談というか、そういうのはラボの中でやってくれるのかどうか。

○議長（岡本精二君） 麦田政策調整監。

○政策調整監（麦田健一郎君） お答えいたします。

基本的にひごラボN E X Tにつきましては、まず主体となるのは市町村が主体となって取り組む事業に伴走して、コンサルティングのような形でそれを支援していくというような今回やり方になります。ですので、五木村としてそういった後継者不足ですとかいろんな課題があると思いますけれども、それを進めて行くに当たっ

て、ぜひそういったいろんなノウハウを持つひごラボNEXTさんのようなところの協力は欲しいということであれば、その内容に応じた企業の紹介ですとかコンサルティングをしていただけますので、ぜひ村としてもその課題解決に向けてひごラボを有効に活用していきたいというふうに考えております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） もう1点だけ、その事務所というのは、そういうのはどこにあるのかということ、私分からなかったんですが、もう役場で来れば、ダム対策課で相談すればそちらのほうを紹介していただけるのかその辺のところを、やっぱり窓口がどこにあるのか分からなければありませんので、その辺のところはどこにあるのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 麦田政策調整監。

○政策調整監（麦田健一郎君） お答えいたします。

まず、ひごラボNEXTの事務所につきましては、今後、まずJICAがコンペを開いた上で事業者を決定いたしますので、今のところまだ事務所がどこになるか決まっておりません。村の窓口としましてはダム対策課になりますので、村民の皆様から御相談があるときにはダム対策課のほうで承りたいと思っております。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 私は6番議員さんがちょっとお伺いなりましたが、今回、地球温暖化対策実行計画で、今回、区域の設定をするということですか。最初の前段のほうは公共施設とかそういう段階だったんですが、今回はそういう策定義務がなされてということで、今回、策定に当たっての規定とか基準とかそういうのはございましたら、五木も限られた箇所になると思いますが、どういう基準、規定があるのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 麦田政策調整監。

○政策調整監（麦田健一郎君） お答えいたします。

まず、国の目標として2050年までに二酸化炭素排出量の実質0を目指すというのがありまして、五木村もそれに倣いまして、2050年までの二酸化炭素排出量実質0を目指すという宣言を行っているところでございます。ですので、それに向けて数値目標を定めて、例えば、自動車で幾ら減らすとか、家庭の消費量でどれだけ二酸化炭素排出量を減らすとか、そういった数値目標をこの計画の中で定めていくことになります。その作成に当たりましては申し上げましたように、やはりなかなか我々行政職員だけでは難しいところがありますので、委託によってそういった適正な数値目標などを立てていきたいというふうに考えております。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

先に進みます。11ページ。5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 11ページの低所得者支援給付金というのがありますが、その下に調整給付金という600万あるんですが、この調整給付金の使い道というか内容を少し教えていただけますか。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

まず、保健福祉課資料の4ページをお開きください。こちらのほうに調整給付金とはということで記入をさせていただいております。

まず、1番目のポツのところでございますが、物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき4万円の定額減税が今回行われるところでございますが、その定額減税の際に定額減税しきれない方に対しては、減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した調整給付金が支給されるものでございます。この調整給付金のイメージにつきましては、全協でも若干御説明をさせていただいたところでございますが、まず、縦じまの図を御覧いただければと思いますが、まず、1人当たりの定額調整給付金については、1人当たり4万円までが減税をされるところでございます。課税額が、例えば例の1を御覧いただきますと、課税額が2万円の場合、4万円から2万円を差し引きますと減税しきれない額については3万8,000円ということでございまして、この3万8,000円の調整給付金については1万円単位以上切り上げでございますので、この方については4万円の調整給付金が給付をされるということでございます。同じように、例2を取ってみますと、課税額が1万4,000円の場合でございますが、4万円から1万4,000円を差し引きますと、減税しきれない額が2万6,000円になります。調整給付金については1万円以上単位切り上げでございますので、3万円の調整給付金の給付ということになっております。例3を説明させていただきますと、同じように課税額が2万6,000円の場合、4万円から2万6,000円を差し引きますと、減税しきれない額は1万4,000円になります。1万円の単位以上が切り上げて給付でございますので、この方に対しては2万円が給付されるというものでございます。このような形で、1人当たりの定額給付額は、減税額は4万円なんですけれども、減税しきれない額を今回予算に計上をさせていただいているところでございます。具体的な例は、この下を書いてあるとおりでございますが、全協のほうでも若干説明をさせていただきましたが、このような定額減税で減税しきれない世帯については、現在180世帯ほど村内にございますので、この180世帯にこの調整給付金を給付を予定をいたしているところでございます。今のところ7月中旬から下旬にかけて、この調整給付金のほうを給付をさせていただきたいと思っておりますのでございます。予算につき

ましては、全体で600万円を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。11ページ。

先に進みます。12ページ。6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） これもお尋ねします。ここの需用費の中の薬品の材料費ということで544万5,000円計上してありますが、内容をちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

医薬材料費544万5,000円の内訳でございます。

まず、保健福祉課資料の5ページをお開きいただければと思っております。こちらについてでございますけれども、歳出予算ということで一番下のほうになりますが、コロナワクチン代ということで、単価が1万2,100円でございます。その450名ほどを予定しておりますので、1万2,100円掛ける450人分ということで544万5,000円を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 私も今のところでございますが、今回、544万5,000円で医薬材料を買うということでございますが、今回、ワクチン代が1万2,000円ぐらいで、450人ぐらいが希望したときということですか。65歳以上は1,000円の負担、また、それ以外は2,000円ということでございますが、今コロナワクチンは未成年者とか学校に行かれる生徒さんなんか接種希望すればということですが、そうした場合の未成年者の人たちへの補助金、もしくは何がしか考えてあるのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

現在、ワクチン接種ということで資料を御覧いただければと思いますが、コロナワクチンの自己負担ということで、高齢者の方については1,000円の負担ということで325人分を予定をいたしているところでございます。一般の方については2,000円、高齢者のちょうど倍になりますけれども2,000円で150の方に補助を計上させていただいているところでございます。まず、高齢者の方は国のほうも国庫補助の対象ということで、この国庫補助については325人分、国のほうから単価としまして8,300円ということで交付をされることになっております。一般の方についても基礎疾患をお持ちの方とかそういう方については、ぜひとも接種を受けていただき

たいということで、中学生、小学生の皆さんにつきましても、これは希望ではございますけれども、接種をいただいた方は自己負担2,000円ということで接種が可能ということで予算のほうを計上させていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） ちょっと確認ですが、今回、接種を受けたいと言われる方には、事前にそういう予約的というか意向調査をした上でのこの数字かどうか、ちょっと確認ですがお伺いします。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

この新型コロナワクチン接種につきましては、令和6年度から予防接種法上は定期接種に位置づけられているところでございます。インフルエンザと同じような形で、任意のものということでございますので、そのような方に、今回秋口の接種になるかと思いますが、インフルエンザと期間をずらしたところで希望をされる方に問診取らせていただいて、希望される方に接種をお願いするというところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 希望をされる方にその分だけワクチンを入れてワクチンの接種をするということですが、かなりテレビとか新聞でも、結構、自治体によってはこのワクチンが賞味期限が切れて破棄をしたということがございますが、仮に五木でどのぐらいか、1回誰か伺ったと思いますが、その破棄された部分の国庫の補助とかそういうのは確かにあると私は思いますが、その辺はちょっとどうなってるのかお伺いします。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

現在までワクチン接種等ございましたが、基本的にワクチンにつきましては、国から提供されるものでございましたものですから、本村におきましては必要な部分を確保をさせていただいて、そして接種をしていたというところでございます。今回のワクチン接種についても必要な数を報告をさせていただいて、そういう破棄するような事態にならないように、個数の管理については徹底をしていきたいというふうに考えているところでございます。やはり大きな市とかそういう自治体に関しては、破棄する部分も出てきているのは事実かとは思っておりますが、本村におきましてもなるべくこの破棄が生じないように対応を取っていきたいというふうに考え

ているところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 先に進みます。13ページ。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 商工費で観光費でございますが、今回、五木源パーク用のテントを購入するということでございますが、この使用目的とか、また、そのテントの維持といいますか管理体制をどういうふうに誰が管理をして、そういう使用目的は何か、どういうことで使うのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

産業振興課の資料の2ページにつけておりますけども、こちらのテントにつきましては、五木源パークでの催事の折に使用するよというということで、現在、五木源パークに2張り常備をして、あそこの倉庫で管理をいたしておりました。このうちの1張りが、先日5月26日に開催されましたいきいきふれあいグラウンドゴルフ大会のときの突風で壊れたために、今回また補充という形で備品購入をさせていただきたいと思っております。管理につきましては産業振興課があそこの倉庫の中で鍵をしながら、必要なときだけ使うということで管理させていただいております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 突風で壊れてしまったということで、ちょっと確認しますが、別に誰かがちょっと災害になったとかということはないかと思いますが、そういう事前に突風とか、今は雷とか突風とかいろいろありますので、その辺りも気をつけて使用といいますかやってもらいたいなと思っておりますが、その次の、これは全協でも伺してるんですが、道の駅のことで物産館の仮店舗の業務委託で、今回、リノベーションというかそのために、今、夢唄の裏のところを使うで、そうした場合の営業をするときの動線のこととか、看板を設置するんだということでございますが、会議の事前に行っておりますが、看板をせっかくつくるなら、行政的な目線ではなく、お客様の目線でその辺を看板、また国道も走っておりますので、その辺りも安全性を含めた看板をということで、その辺りを徹底していただきたいなと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

先日の全協でもお話させていただきましたけども、今回こういった看板の設置も含めて委託をお願いしたいということで、もちろん、ここの交流施設に仮店舗を置きますこの国道沿いにも下流、上流、また側面からも見えるよという形に設置をさせていただきたいと思っておりますし、また、現状の物産館、こちらのほう

にトイレ休憩とか来られる方もいらっしゃいますので、そこからでもはっきり分かるように営業中というような看板と、よくあります工事の防音、あぁいったものにも工事側としても仮店舗の営業の周知をさせて、なるべくお客様に分かりやすいような周知をしていきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 先に進みます。14ページ。4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） 14ページの委託料、住宅管理のところですが、野々脇と下谷の樹木伐採が出ております。この間内容につきましては全協のときに説明を受けておりますが、伐採はいつごろになるか分からないと思いますけども、伐採をでもいいですので、あそこに住宅の雨どいが入ってるんです。それで、恐らく落ち葉辺りが詰まってるんじゃないかと思うんです。それで野々脇も下谷も樹木の近辺の雨どいをちょっとチェックしていただきたいと思っておりますけどもどうでしょうか。

○議長（岡本精二君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

今回、補正で野々脇団地、下谷団地、こちらの樹木のいわゆる桜でございますけども、ここの伐採を業務委託ということで計上してるところでございますけども、4番議員さんおっしゃられますように、住宅の雨どいですね、そこを超えて繁茂、いわゆる大木になっているところで、今回、作業と同時に詰まり具合といいますか、そちらを確認していただいて、撤去のほうをお願いしたいなと考えてるところです。以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

15ページお願いします。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 私は教育費の教育委員会管理費で、修繕料ということで職員住宅の電気温水器の修繕ということで、これはたぶん取替えだと思いますが、中学校教員住宅2軒分ということの説明あります。中学校の先生が2人、常時2戸分とかおられるのか、その分の今回温水器の交換ですかということをお伺いします。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

今回の教職員住宅の修繕につきましては、現在、住まわれてる方が校長先生、それと、あと、今年から協力隊を1名雇用しまして、そちらの方が居住をされております。今回の修繕につきましては、中学校の住宅2戸分ということで、一応、設置から約16年ぐらい経過しておりまして、老朽化が激しいというところで交換するものでございます。部材とかも生産終了があっておりますので、それを含めて全体的に交換するというものでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） それでは、次に歳入に移ります。歳入は7ページからお願いします。7ページ、ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 8ページ。

歳入、以上で終わりますけれども、予算書全体で質疑ございませんか。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 全体というか16、17ページの給与のところなんです、17ページの一般職の給与と会計年度職員のやつが、一般職がマイナス1で260万減、これは会計年度職員1人増えて415万9,000円、こっちのほうがかかなり増えてるんですが、会計年度職員1人増えたのにこんなにやはり上下があるのかと、去年からしたら、やはり会計年度職員優遇がされてそういうふうになったのか、その辺を伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

今の件で、任期付き職員がおります。もう任期が切れますので、今度から会計年度職員になります。今現時点ではまだ任期付職員ですけども、7月以降に会計年度職員になるために予算上の計算で、職員が1人減って会計年度職員が1人増えるという表示の仕方をちょっとやっております。

○議長（岡本精二君） ようございますか。ほかにございませんか。全体的に。一般会計の補正予算、54号について御質疑等がございましたなら。

それでは、質疑なしと認め、これで議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号の質疑を行います。歳入歳出全款にわたって行います。歳入6ページ、歳出7ページでございます。質疑ございませんか。歳入歳出全体的に質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第55号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時49分

再開 午後2時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、本日はこれで散会します。大変御苦労さまでございました。

-----○-----

散会 午後 2 時 00 分

第2回五木村議会定例会会議録

令和6年6月20日（木）開会

（第2日）

五木村議会

令和6年第2回五木村議会定例会（第2号）

令和6年6月20日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 質疑
- 日程第3 討論
- 日程第4 採決
- 日程第5 議員派遣について
- 日程第6 閉会中の継続審査・調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

- 1番 園 田 良 治 君
- 2番 早 田 吉 臣 君
- 3番 中 村 俊 也 君
- 4番 川 邊 正 美 君
- 5番 田 山 淳 士 君
- 6番 藤 本 新 一 君
- 7番 西 村 久 徳 君
- 8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

- 村 長 木 下 丈 二 君
- 総務課長 竹 村 文 秀 君
- ダム対策課長 土 肥 整 二 君
- 政策調整監 麦 田 健 一 郎 君
- 保健福祉課長 高 田 孝 浩 君
- 住民税務課長 北 原 仁 司 君
- 産業振興課長 土 肥 博 司 君
- 建設課長 黒 木 光 重 君

会計管理者 大 岩 留 美 君
教 育 長 西 龍三郎 君
教 育 課 長 山 尾 浩 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木 野 徹 也 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 起立、礼。おはようございます。着席。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（岡本精二君） 日程第1 これから一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

本日は、五木中学校の生徒の皆さんたちが傍聴に参っております。どうかよろしくをお願いします。

7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） それでは、議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問を入ります。7番、西村久徳でございます。

まず、第1に、川辺川の流水ダムの問題についてを質問いたします。

村の存亡と言われてきたダム問題が発生してから58年になります。半世紀以上にわたる揺れに揺れ動いた、下流域を災害から守るためとは言えども、我が五木村の損失は計り知れないものがあります。特に役場をはじめ小中学校、村の中心部が550戸も水没するとあって、実に痛ましい衰退を余儀なくされてまいりました。

今、人口減少と高齢化は県下一となっております。国や県はそのときの権力によってダムをつくるとか、あるいはつくらないとか、災害があったからまたつくと、そして、これは民意だと勝手に述べられます。我々村民は惑わされ、困惑と苦難の連続でございました。また、政権が代わると先はどうなるか分からない、見通しのつかない話もあります。

国は今、千数百兆円もの借金財政と言われております。そんな中、村長は4月21日、新たな村づくりの方向性と村の考えを伝え、村民の意見を聞く場として開催し、流水型ダムを前提とした新しい村づくりのスタートの判断を表明をされました。この流水型ダムには、賛成される方、また、強く反対される方もおられます。この村の将来を判断する重大局面では、村内の対立は出来るだけなくして、お互いが融和の中で協議に協議を重ね、平和な豊かな村づくりを構築されることを私は強く要望いたします。これは、過去に村内同士が深い対立やいがみ合いがあったからであります。このことが一番懸念しておりますが、これに対する村長の村民の今動揺しておる問題等についてどうお考えかお伺いをいたします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） おはようございます。7番議員さんの質問にお答えをいたします。

今、7番議員さんが御質問されましたように、総体的には7番議員さんと同じ気持ちでございます。58年間、半世紀以上に揺れに揺れ動いておりまして、現在でもまだ揺れ動いているというふうに認識をしております。そういう中で、令和2年7月豪雨災害がございましてから、いろいろな河川整備計画等が発表されてきました。そういう中におきまして、村民の皆様方のこの流水型ダムに対する関心の度合いとか、またどのような御意見、また御懸念をお持ちであるかというのを把握するために、私は村で開催されました河川整備に関する説明会や球磨川水系の河川整備計画の策定に向けた公聴会、また、環境影響評価準備レポートに関する説明会等には全て参加をさせていただいております。

また、各地域を回ってきました行政座談会、また各種異業種の皆さん、また各種説明会等、またその他、公務以外でも積極的にいろいろな地区の行事等にも参加をさせていただきまして、多くの村民の方からの意見を伺ったと自負しております。

その中で私が一番強く感じましたのは、特に村民の皆様がその中で共通する思いというのは、人口減少、また少子高齢化が本当に進行しております五木村の現状に対する強い危機感でございました。

そして、もう1点は、この半世紀以上にもダム問題を揺れ動かされております村民としましたら、早くダム問題を乗り越え、新たな村づくりの方向性を早く示してほしいというものであったと私は考えております。

そういうさまざまな御意見を受けまして、今年の2月には議会の皆様方と国・県に要望を申し上げまして、また環境影響評価等の準備レポートの公表もございました。そして、国・県の五木村振興に対する回答もいただいたところでございます。そういうものを総合的に判断をいたしまして、今、議員御指摘の4月21日に村民集会という形で御案内を申し上げまして、村内から140名を超える方が参加をいただきました。その中で私の表明に対しましては、激励の言葉、また貴重な御意見等もいただきまして、地域振興に関わる多くの意見を伺ったところでございます。

また、集会後にも、当日来れなかった方にも村民の皆様からお電話、またどこそこでお会いしたときには、いろんな御意見、励まし等もいただいたところでございます。

一方、流水がダム等で建設に反対しておられる村民の方も実際いらっしゃいます。これは私も承知をしております。5月17日に、一部の村民の方の連名でダム受け入れ表明に対する抗議文をいただいております。これに対して、私はしっかり説明責任があると思っております。6月6日に抗議文を提出いただいた代表者に直接お

会いをいたしまして、抗議文に対する回答書をお渡しするとともに、意見交換をしたところでございます。今後とも流水型ダムをスタートを切ったということではございますけども、これからがいろんな課題があろうかと思っております。今後も村民の皆様にはしっかり説明が出来ますように、行政座談会を通して、村民の皆様には丁寧に説明を行っていききたいというふうに思っております。

また、いろんな御意見をいただいたり、また地域の振興、課題解決にそういう意見を踏まえながら全力で取り組んでいきたいというふうにも思っております。

それと、また5月27、28日には、議員の皆様さんと国・県にも要望に行っておりますけども、こういう大きな問題等については、国・県の責任が非常に大きなものがございますので、それについては環境の問題、また国・県が責任を持って行う事業等については、しっかり国・県の説明を丁寧にやっていただくように、これからもしっかり求めていきたいと思っておりますし、国・県との連携を強力にしながら、これからも五木村の振興に邁進していききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 大体分かりましたが、この村を二分する大きな国家事業、五木村は迷惑千万でございます。そこで、私どもは経験したことを深い亀裂があってはいけない。融和を持って豊かな村づくりをするというのが五木村の村長の行政の手腕であり、また、幹部の皆様も心に決めて日々解決に向けて、議員も一緒でございますが、二度と対立を避けながら有効な豊かな村づくりということを中心から念じております。

先ほども村長から話がありましたが、村民より村議会に対して住民投票条例を要望が来ております。また、ダム建設受け入れ表明に対する抗議文も村長のほうに出ているかのように聞いております。村長はこれらの事柄を丁寧に、そして融和的に進めて行かれるのかどうか、その件を一応確認をしておきます。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、それぞれの村民の方のそれぞれの考えを、思い等があるのは当然でございますので、それにつきましては、しっかり丁寧な説明をこれからも続けていききたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 次に移りますが、ダムを抜きにしたひかり輝く五木村の実現に向けた要望書というのが今年の5月15日に出ております。ダムを抜きにしたひかり輝く五木村の実現に向けた要望書というものを国と県に村は出してあります。これ

は議長も一緒に、九地建も知事も写真がちゃんと載っておりますが、もう私どもこれを期待しておったわけですが、今年2月6日に、国と県に対して村長と議長名で村の振興12項目、国道445とか、あるいは大通トンネルとか五木ダムとか要望されておられます。12項目というのは、これは村民の集会のときも皆さんに全部、来られない人にも区長さんを通じて配られております。非常に私どもも期待をする面があるわけですが、これについて質問をいたしますが、これに対して3月5日、国と県は文書での回答がありました。回答の中には、効果的な整備を進めますとか、あるいは、村の安心安全の確保を図りますとか、また、これこれは国、県、村と連携して地域振興に取り組みますとあります。例えば、これこれは何年度から始めますとか具体的な確約書とかといったものは取っておられるのかどうか。ちょっと担当課長に質問をいたします。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） おはようございます。それでは、今、7番議員さんのほうから御質問があった件についてお答えします。

今年の2月6日に国・県に対しまして、村長名、議長名で12項目の要望をさせていただいております。それから、3月5日には、国・県のほうから直接来村していただきまして、御回答をいただいたところです。その中には、議員のほうからありましたように、その一つ一つの事業についてはスケジュール等がなされておられませんでしたが、今回、5月27日、また28日に、また国・県のほうに要望に参りました。その中で事業については村民に分かりやすくスケジュールをもって示してほしいという要望もさせていただいたところです。これにつきましては、令和6年度の新たな振興計画の中で、それぞれの事業で令和6年度からのスケジュールを示させていただくというようなところで、現在、計画書のほうを作成させていただいているところです。

以上です。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） なぜこれを私が強く言うかと言いますと、水特法というのが、これは国の法律ですから、非常に下流域を守るために犠牲になる地域を振興策として県が策定して国が許可するわけですが、これは重い法律でございます。そして、いろんな事業を村も県も一緒になって上申しております。ところが、そのとき知事がダムはつくらない。こういうことになりまして、やりかけた仕事というのが頭地大橋だとか、あるいは国道445号線とか、あるいは消防署とか四つか五つの項目をこれだけはやってくださいということで承認をしております。それは23年の6月ですか、確約をしておりました。30年前の水特法、それから、23年のそういった確約

をしていますが、九折瀬とか神屋敷間の国道改良は二十数年以上も経っております。まだ出来上がってはおりません。それで、村民は大変迷惑千万をしております。言うならば、これが国や県のやる仕事かと腹も立ちますし落胆をいたします。村民も非常に落胆しております。村長はいつも村の振興は待ったなしと申しております。待った待ったのほうが多いようですが、村長はこれらの件についてどう思われますか、お伺いをいたします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、議員おっしゃいましたように、いろいろこれまでの歴史を踏まえたときに、いろいろな国・県の事業、また、それに約束をされた、特に水特法の中で位置づけられた事業等が多くございます。今ありましたように、今、水特法の中では四つの事業がまだ手付かず、また中断、また達成率が100%は行っておらない事業が4事業ございます。そういうものも踏まえての議員の御指摘かと思っておりますけども、本当に国・県の大きな、例えば、県の大きな判断によりましてそういう約束された事業が滞ってしまうということは、村の振興に大きな影響を現在でも与えております。特に、今例で出されました神屋敷の橋の建造につきましても、非常に住民の方には信号機で一時停止とか、左岸側の道路は出来てはおりますけども、非常に今御迷惑をおかけしているところであります。これについては、令和6年度の事業の説明会のときに、県においては上部工、また橋台をしっかりつくっていくということで示してはおりますけども、おっしゃいましたように長き時間がかかっているのは当然でございます。そういうところも踏まえまして、これから私どもが新たに進めていこうという事業等につきましても、しっかりスケジュールを書きいただきまして、この前の事業説明会のときにもしっかり工程表、しっかりスケジュール感を書いていただいてしっかり進めるように、私どもも願っておりますし、それをしっかり守っていききたい、またチェックをしていききたいというふうに思っております。

また、水特につきましても、流水型ダム等が変わってまいりましたので、水特の見直しというのも、今、国、県、村のほうでどういう事業を書き込んでいこうかということ、事務方のほうで今協議を進めておりますので、そういうものをしっかり私どもも見ながら、国・県の責任をしっかり果たしていただくように、私どももしっかりお願いをしていききたい、やっていただくものというふうにこれからも取り組んでいきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 課長、村長にもですが、この確約というのは確約ですから、本当は実施して何年度にどのようにどういうふうにしますと。五木村から12項目の要

望が出ておる。陳情も村長辺りもする。議会も一緒に県や国に陳情する。これがやはり陳情だけでなく空巡りじゃいかんと思いますよ。確実に実施していくということによって、村の発展振興ができるわけですから。今まで過去に五木村はそういうことで空巡りしておるものがだいぶあるわけです。本当に腹立つ人もおります。運送業をする人なんかとか建設業をする人なんかは、あちこち資材を運ばないかん。あるいは急々に自動車で輸送しなければならないと大変迷惑しておりますから、確実に出来るものをやっていただくという粘り強い、なめられてはいけないと思います。なめられてはいかん強くこれは要望をしておきますが、そういう決心で今後取り扱っていただけるかどうか。これは皆さんの目の前でやりますと現実を取っておきたいと思いますので、村長から課長、お願いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

これまでの、先ほど申しましたように長い歴史の中で、昭和41年にダムの建設計画が発表されまして、平成8年に村としましては最後の苦渋の決断ということで本体着工を同意した経緯がございます。ダムを前提とした村づくりに大きく入って、水没予定地に皆様にもいろんな財産を提供いただいて、その事業に協力をいただいて代替地に移転をしてこれからというときに、平成20年に時の県知事、蒲島知事のほうで白紙がなされた。国においては民主党政権になりまして、ダム、そういうものはつくらないということで、時の前原国交大臣が今の五木東小学校の体育館に来られて、村民に説明をされた。五木村ではどうしても手の届かない大きな県政、国政の動きの中で、今議員おっしゃるように、五木村が大きく揺れ動いたことは事実でございます。そういうものが二度、三度あつてはいけないと私も思っております。それを受けて、令和2年7月豪雨災害を受けて、県の蒲島知事においては流水型ダム、緑の流域治水を公表をされまして、国に要望をされ、令和4年に河川整備計画が策定をされております。五木村民からしますと、今議員の気持ちと全く一緒でございますけども、そういう経過、これが三度あつてはいけないということで、これがもう最後にしてほしいというふうに私は思っております。こういう村の本当の根底の土台から大きく揺れ動くことを国・県がやっていただければ、非常に村の振興には打撃になります。約束したものもやってはもらえない。そういう事象が出てきたのは事実でございます。今回、新たな流水型ダムを前提とした村づくりにスタートを切ったということを私は申し上げました。その中ではしっかりそういう国・県の事業、二度と根底が覆るようなことがあつては困るということは常々申し上げておりますので、しっかり私はこの計画に上がってる事業等については推進していきたいということを皆さんの村民の前にも、この前の説明会でもお誓いを

申し上げておりますし、この場でもそう申し上げさせていただきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 7番議員の御指摘のとおり、確実なスケジュールがこれまで示されておりませんでしたけども、現在、国と県と昨年5月に策定しましたひかり輝く新たな五木村振興計画の改定と水源地域整備計画の変更に向けた協議を行っております。これらの計画の国・県の事業のスケジュールも含めて、明確に位置づけていただくことによって、実行性を担保していきたいというふうに考えております。

また、振興計画の改定に当たり、新たに国、県、村の代表者による巻頭言を追加することとしておりまして、新たに知事になられた木村知事におかれては、本村の振興における強い思いを記載していただけるものと考えております。計画に位置づけられた各事業の進捗を随時確認しながら、事業が確実に実施されるよう、国・県と緊密に連携して確実に実行していきたいというふうに考えております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 私たちは長年にわたって踏んだり蹴ったりの約束事を破られたり、仕事ものろのろして五木の振興の妨げになるようなこともあります。約束事というのは約束ですから、やらなければならないんです、五木の振興のために。県からもそういうことで来ておられますが、本当に腹立たしいものがたくさんあります。ですから、今おっしゃったように、必ず実現していくと、そして村の振興発展が図られていくと、目に見えていくというようなことでお願いをしたいと思います。

時間がございませんので、次に移りますが、今年の3月です。木村新知事の発言についてを質問いたします。木村新知事は、就任早々、五木村と相良村を訪問されました。五木村民には、今日まで長年翻弄に陳謝し、振興計画を基本に村民の声にしっかりと寄り添って、前知事の方針を継承すると発言されました。新知事としては当然やらないとかやるとかじゃなくて、前知事の継承を受けて村に寄り添って一生懸命やります。ですから、就任早々、五木にも来ております。私はそこで非常に不思議に思うことは、一方、ダムの本体が出来る相良村では知事は何を言ったか。ダムの合意は求めず、村民の村の将来を一緒につくるかが最大の目的と強調され、対立や分断をあおるようなことはしない発言をされた。相良村と五木村では相当の見解の相違があるやに私は思ったわけでございます。同じダム事業なのに、特に国道445号線というのは人吉から相良を通過して五木、改良をしなければならないところがたくさんあります。同一歩調を取って早急に改良すべきところは改良し、共同歩調を取っていくのがお互いの隣接のところではないかと思いますが、この相良村

は相良村の思惑があると思いますが、村長、こういった中取りと言いますか、やらなければならない共同の仕事はあると思いますが、こういうものをどうお考えになるか、知事の発言について。私ども非常に理解に苦しむところがありますので、質問いたします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今計画が出ております新たな流水型ダムにつきましては、令和4年8月に策定をされました河川整備計画に位置づけられております。これは流水型ダムの整備を含む緑の流域治水の推進として、国・県、流域市町村、12市町村ございますけども、その総意として進められるものと認識をしております。

4月18日に、今議員御指摘の木村知事が本村を訪れた後に相良村を訪問されております。その際、相良村長も同様の発言をされておまして、相良村さんと五木村は基本的には同じ見解だというふうに私も考えております。唯一、大きく違いますのは、相良村さんのほうには本体が出来ますけども、一方、五木村につきましては、ほとんどが水没予定地を抱えるダム直下の村として位置づけられておまして、若干、洪水調整地、この水没予定地を持っているこの五木村としましては、しっかりそれを捉えた振興を進めない限りには村の将来の絵が描けないという現状があるかと思っております。

そういう中で、先ほど申しましたように、4月21日に村民集会を開催し、早く新たな五木村のスタートを切ろうということで、村民の方に私の思い、また村民からいろんな御意見を賜ったところでございます。そういうことで、私としましては、しっかりこの水没予定地を抱える五木村としての振興を進めるにおいては、流水型ダムを前提としない限りには、その具体的な話は進んでいかないという思いでこういう判断をしたところでございます。

もう一つ懸念が、今議員から御指摘がありますように、相良村と同じやはり川辺川流域におりまして、そういうときにおきましては、必要に応じて協力をいろいろしながら村づくり共同でやっております。特に445号につきましては、共に一般国道の445号の道路整備促進期成会の会員でございまして、私が会長をさせていただいておまして、相良村に係る445号の整備は、同じ期成会として流域として一緒に要望活動をさせていただいております。

それとまた、今ダム等工事ありませんけども、いろんな河川の工事等につきまして、川辺川の流域管内にダンプトラック等が非常に往来が激しくなっております。そういうものを住民の方からいろいろ御非難、御意見もいただいておりますので、それにつきましては、交通安全ルールの順守を徹底するという目的として、国、

県、村、また民間事業所、これは九電とJNCでありますけども、その中で川辺川管内交通安全協議会を設立しております。また、令和6年度からはそれに相良村さんも入っていただくということで、この流域一体となってそういう交通の安全確保についても一緒にやってみようということで、今一緒に取り組んでおりまして、基本的に流水型ダム等についての思いというのは五木村、また下流の相良村さんとは同じ認識であるというふうに考えてございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 五木村と相良村は同じ流域管内ですから、やはり共同歩調を取って、改良すべきところは改良する。そして快適な道路網の整備ができれば、これを機会にそういう方向で持っていただきたいと思います。

それから、村の振興策についてということで伺いをいたします。ひかり輝く五木村の振興計画、令和5年から9年度の計画でございますが、「誰もが安全安心にして住み続けられる、若者が集まる、ひかり輝く新たな五木村」とあります。これは村民の皆さんにも全部配布されておりますが、この23ページです。これは誠に村民にとってはこれ以上の名文はない。ひかり輝く、安心して住み続けられる、若者が集まる、ひかり輝く新たな五木村とあります。本当に村民にとってこれ以上の名文はない立派なものだと私も思います。住民からは村はだんだん過疎化になり、若者がいない、年寄りばかり、商店も店屋もなくなる。熊本に出ている子供たちに帰って来いと言うが、五木村では仕事がない。帰らないと言う。なのにどうして若者が集まるか。夢みたいな話と言われ、絵に描いた餅ではないか。村民がひかり輝く実感がわき上がる方策はあるのかということをお手紙をいただいております。これについて、その実現可能な実感がわき上がるような方策はあるんですか。目に見えるものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

村の振興策にということで、今御質問をいただきました。今回、策定しておりますひかり輝く五木村の振興計画の中で、誰もが安全安心して住み続けられる。特に若者が集まるひかり輝く新たな五木村ということで、私どもも表題に取っております。これは村がしっかりこの政策についてはいろんな政策も打っていきまじ、国・県の力をいただいているいろんな事業も推進してはいこうとは思っております。しかしながら、五木に住む人たちが自分たちの希望、夢を持ちながら暮らさないことには、それこそ絵に描いた餅になってしまうと思っております。特に、本日傍聴いただいております五木中学校のこのような若い人たちが、こうやって議会の傍聴をしていただく。これは去年の中学校議会、一昨年の中学校議会、そして、いろんな

中学生から意見をいただいております。こうやって村の振興、村のいろんなものについてこういう若い人たちの意見を考えながら、また、今年もたぶん中学校議会やっていたかと思えますけども、そういう中でこういう若い人たちの思いを村に伝えていこうという取組かと思っております。これ自体が村民が今ひかり輝く村に近づいているというふうに私は自負をしているところでございます。

特に、人口減少、少子高齢化が進むというのは、これは村民共通の理解であります。そういうために将来にわたり村が存続するためには、こういう若い人たちの存在が不可欠であります。先ほどありましたように、熊本に出られた子供さんが五木には仕事がないから帰って来ない。地域は年寄りばかり、そういう現状はあろうかと思えますけども、しかし、これから先、未来に向かって歩くべきはそういう子供さん方が五木に帰って、職場があって仕事をしたい。家族を守りたい、また地域を守りたいという思いをしっかりと皆さんと共有しながら、またそれに伴う基盤整備もしっかりやっていきたいというふうに思っております。

今回の村づくりの大きな方向性としましては、四つの大きな方向性を定めております。これまで移住・定住促進等の政策に加えまして、これからの基盤となります平場の確保、また新たな住まいの確保等の取組を進めながら、今まで続いてきました人口減少を食い止め、子供やその親世代を含めた若者層の人口増加を図っていききたいというふうに思っております。

また、最近では特に村内の若者たちが異業種のグループをつくっていただいております。いろいろな村のイベント等にも積極的に参加をいただいております。将来の担い手として非常に活動をしていただいている現状もでございます。そういう多くのこれから村を担う若い人たちの意見をさまざまに聞きながら、また、これまでしっかり村を守ってこられた高齢者の皆様のいろいろな生活の支援、またいろいろな御意見等も伺いながら、総合的に五木村の振興をこれからもしっかりと進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 麦田政策調整監。

○政策調整監（麦田健一郎君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、村が今後も存続していくためには、若い方の存在が必要不可欠であると考えております。我々ダム対策課では、そういった若者に五木村に来ていただけるように、移住・定住のための支援策などを実施しております。例えば、安心して結婚に取り組んでいただけるような結婚を機に五木村に居住される方のための支援金を助成したりですとか、出産から子育て、教育まで各ライフステージ、切れ目なく子育てに専念していただけるような経済支援ですとか、あるいは、教育環境そのものの充実、そういったものの政策に全庁一丸となって取り組んでいると

ころでございます。

昨年度には、今まで各課それぞれ取り組んでいたという実態がございましたので、全庁的に移住・定住に取り組む必要があると考えまして、五木村役場全庁を横断した移住・定住専門部会という組織を立ち上げまして、村全体で移住・定住に取り組む体制を整えたところでございます。

今年度もダム対策課といたしましては、その先導役として役場全体を引っ張って行って、移住・定住をしっかりと進めてまいりたいと考えております。それを進めることによりまして、今日来ていただいている中学生の皆様もですけれども、五木村の若い方々に、ああ五木村、これからも大丈夫だぞとしっかり思ってもらえるような村づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） ひかり輝く五木村の竣工ですから、ひかり輝くには若者が集まる仕事がないと。ひかり輝くその集まるメニューというものがなければ、人間が昼食に行って食堂がいっぱいあってどれがおいしいかと、今若者は、誰でもそうですが、食堂に行ってもやはりメニューを見てこれがおもしろいだろうあれがおもしろいだろう、そういう定住についてもこれは五木村はいいというやはり魅力のメニューをつくらないといけないんじゃないですか。そのメニューがありますかと、極端に言えば言いたいわけです。それをつくってください。そうしなければ、若者は、ただ若者が集まる。ひかり輝く。ひかり輝けばもう目は見えなくなります。こういういい言葉だけでは。現実になのかということを実証できるものやっつけていかないとだめだと私は思うわけですが、その新たな産業の振興、若者が集まるためには起業、誘致、計画、見通しがあるのかどうか。振興というのは学術、産業などが盛んでなければ人は集まらない。若者は特に集まらない。こういう理念ですので、やはりメニューをつくっていただきたいというのが私の願いでございます。村長、このメニューを若者が飛びつくようなメニューが、これは県を通じ、国を通じ、これだけ五木村は何十年痛手を受けておるからやっつけてくださいと、泣いて訴えるような気持ちで交渉しないと、この五木の再生は出来ないと思います。その覚悟はございますか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

若い人たちが五木に残られて、どういう魅力のある仕事があったらそれを選んでいただいて、五木で暮らしていこうかという今お話の中に、職業的には何千の職業があるかと思えますけれども、やはりこの五木村内で出来るいろんな自然を生かしたいろんな事業所、現在でもそれぞれ頑張っておられますので、そういう職場もご

ございますし、特に学校においては、今中学校においては社会のいろんな仕事の体験ということで、いろんな職場に行って今体験をしておられるかと思っております。また、新しい今の時代に応じた仕事ということになってきますと、この前の国の事業説明会でも、今村全体をICT事業の中で光ネットワークでつないでおりますけれども、今回、告知端末もタブレット化にしていまいます。そういう中で、まだまだ容量が足りないということで、国の事業説明会におかれましては、あと3年後をめぐりに人吉からこれまでの容量を超える大きな光ファイバーを引いて来ましようということをご提案されております。そういうものが出てきますと、今の時代に合ったいろんなSNS、またインターネットを使ったいろんな仕事もありますので、そういうものもしっかり基盤整備をしながら、五木村をこれからの若い人たちが選んでいただけるように。それと、当然、住環境の話も出てきますので、今村においてはなかなか人が少なく、今の現状でありますので、コンビニ的なお店もございませんし、いろんなカード決済、またキャッシュレス決済等が出来ない現状も一部ございますので、そういう光ファイバーが来ますとしっかりそれに対応していきますので、そういうものを含めて生活環境はつくっていききたいというのが一つでございます。

それと、今新たに農業関係では団地化をしようということで、子別峠地域に夏と秋のイチゴの今生産の団地化を目指しております。これにつきましても今2名の方が協力隊として、また、もう1名が来て総勢2名になりますけれども、そういう中でしっかり進めていきたいということと、あとキャンプ場辺りにも今人吉から新しい女性の方が来て、新しくやってみたいと。そういうフィールドは幾らもございますので、今7番議員御心配のように、どういう仕事をしっかり私どもそれは手当をしながらいっぱいつくっていきますけれども、しっかり今の若い皆さんに選んでいただけるような仕事の開発、それはしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君）　ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩　午前10時45分

再開　午前10時55分

-----○-----

○議長（岡本精二君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番、西村議員。

○7番（西村久徳君）　村の振興策についてということで、ひかり輝く振興計画のことでちょっと御意見を拝聴させていただきます。先だって、下梶原の区長さんが言われたことに非常に私気になるわけですが、5月から下梶原は8戸になりました。13

人です。昔は36戸あった。急速に過疎、高齢化が進んで、一体、下梶原辺りはどうなるのでしょうかと心配されて、私にお話をされました。下梶原だけじゃございませんと。ちなみに小原は6戸も7戸もあったのが、もう今はゼロです。入鴨も二十数戸あったのが3戸で4人の人がおります。全部高齢化で年金生活だけだと。下梶原辺りは一体どうなるのでしょうか。下梶原ばかりじゃありませんよ、折立もそうですよ。鶯山ももう1軒ですよと。葛の八重ももう1軒になりましたよというお話をされたわけですが、この日の当たらない地域を、村長、過疎化のところを日の当たるような方策も一つ考えて、五木全体がよくなるように、その構想はおありでしょうか。ちょっとそれをお尋ねいたします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、議員おっしゃいますように、特に下梶原地区については、今ありましたように8戸の13人ということで、住民の方が非常に一時からしますと減ってきたということでございます。五木村各集落、私も座談会等で1回回った折には、本当に人口減少、集落の維持も、特に水道関係も維持が大変ということは伺ってきております。そういうときにそういう地域をどうやって振興また復興していくかということでもありますけども、非常に難しい面もございますけども、住環境の話でしますと、下梶原の方が1軒だけは冬場は社協の2階に来られて、そして、気候がよくなりましたら、また自分の家に帰るといことが何年かやっていたいただいた経緯がございます。また、振興の中では二つの地域を行ったり来たりしましょうかという話もございまして、そういうものが一つの住環境的にはありますけども、その集落全体を再興しようとか、また戸数が増えるような対策ということになってきますと、なかなか現状まで来ますと非常に難しい面もございますけども、そう言いながらも、今、村外からもいろんな方が来ていただいております、特に下梶原の養魚場等については、議会の皆様にもお願いをしまして、これから2年間、今、熊本の業者が来られてヤマメの養殖を一生懸命やっておられます。毎日来られてですけども、非常に梅雨場はまた水のいろんな濁りがあったり大変御苦労されておりますけども、そうやってヤマメを養殖しながら、将来的には東京、またアメリカに売っていきたいという大きな希望を持っておられますので。そういう方々は一つの事業化の中で、いろいろ集落を事業展開の中で活性化できれば、そちらを村としてもしっかりとまた応援はしていきたいということと、先ほど申し上げました夏イチゴ等につきましても、子別峠集落においてはもともと鏡のほうから事業所が来ていただいて、そこに労働者として外国人の女性の方もお勤めいただいて、今回、九州で初めて団地化とかなってきますと、今回来ます2名の協力隊を含めてそこにまた所帯が増え、いろんな

若者がそこに交流が増えてくるようにというふうには考えておりますけども、まだまだ足りないところもいっぱいありますので、そういう全体を含めて村全体の人口増加と色々な産業振興、先ほど申しましたようなことをしっかりやりながら対応はしていきたいというふうに思っております。

今回、光ファイバー等でタブレット化もしてまいりますけども、まずは健康等、非常に生活で困難なところが出ないように、福祉の場面でも支えていければというふうに思っております、集落全体のまたそういうものについてはしっかり村のほうでもいろいろ考えていきたいというふうには思っております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 村の振興策というのは、ここに上げておりますようにいろいろと課題がたくさんあります。やはり村の振興がひかり輝くためには、若者が定着して、若者の活動が要でございます。これがないとどうにもならない。それで、先ほど申し上げましたように、葛の八重も10軒あったのが1軒しかない。下梶原も40軒近くあったのが8戸になった。それも年寄りばかりと。小原はもうゼロになったと。もう村内集落点々とそういう状態に、人間が歯が欠けたのと一緒に活力がなくなってきました。それをどうするかというのが私ども議員の務めであり、執行部の力量であると思います。これを挽回するような方策をお願いして、答弁は要りませんので、これは真剣に取り組んでいただきたいということをお願いして、次に移ります。

次が、村の産業振興ということですが、村の産業振興は村民の安定した豊かな生活を営む上で、最も重要であります。村でもあの手この手と試行錯誤しながらいろんなことをやっておられますが、林業をはじめ特産のシイタケとか、あるいはヤマメ、こんにゃく、そば、トマト、イチゴ、ニンニク、クネブ、味噌加工、多種多様なものを今日までやっておられますが、議会でも採算に合わないものは早くけじめをつけるべきだと申し上げておりますが、幸いにして、ヤマメについては熊本の業者さんが引き受けておられますが、その後の経過はどうなっておるでしょうか。地元の方も、熊本から通って2時間半かかるそうですよ、下梶原まで。それを毎日往復、合計5時間かかってする。今燃料が高いときに。やはり素人でどうだろうかという心配をされておられますが、この経過はどうかをひとつ議会にも報告いただきたいと思っております。

また、最近、端海野のキャンプ場の管理人等が新聞に報道されておりますが、どのような契約の内容でやっておられるかお尋ねをいたしたいと思っております。

あと、またクネブとか五木林材についてはお尋ねいたします。まずその2点をお願いいたします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まず、ヤマメにつきましては、以前、議会にも協議いただいたとおり、指定管理をまずは2年間行って様子を見たいということで、現在は、熊本の飲食会社の方々が、五木にもう既に一応事業所をつくられて、五木にあそこの養魚場を、今は場所としましては事業所としまして経営を行っております。昨年、一応ふ化をさせて、ふ化したヤマメと購入したヤマメ、2通りを育てながら現在、幼魚として育てているところでございます。今年中にはまたそれをもとに生産が始まられると思っておりますけれども、言われるように、熊本から今のところは通っておられますので、生産につきましてはいろいろ問題もあろうかとは思っておりますけれども、そういった面、協議をしながら、協力出来る範囲につきましては協力していきたいと思っておりますし、これでうまくいきましたら、また雇用の面とかこういったものも期待出来るかと思っております。ただ、今されている方々のやはりメリットというのは、直接自分たちが使えるというメリットがございますので、こういったものが生かされればというふうに期待をしているところでございます。

端海野につきましても、議会でも御協議いただきましたけれども、先ほどのヤマメと合わせてですけれども、村としましてはキャンプ場として、ヤマメの養魚場としては厳しいということで、一旦手放すということを行っていて、最終的に何かないかということで探して来ていただいていると。キャンプ場につきましても、解体をという前にもう一度ということでお話をしたときに、話に乗ってきていただいたということで、管理方法につきましては、以前説明させていただきましたが、行政財産使用許可で3年間使用していただいて、様子を見ながらということで今行っております。今、施設等をきれいにされて、一応、オープンはされたということで、今後、夏場に向けて集客を目指したいということで、今頑張っておられますので、こちらにつきましても村で出来る範囲のことは協力しながら応援していきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） ヤマメについても、あるいは端海野のキャンプ場についても皆さんの御協力で民間で委託しながらやっていく。そして、五木の産業を伸ばしていくという、非常にこれは感謝すべき話だと思います。成功することを私どもも祈っておりますが、やはり、アドバイスをしたりいろいろ協力するべきところは協力していかなければならないのではないかと。成功することをまず祈っております。

それから、クネブの生産量と今後の見通しについてを、今の現状と見通しは、最初の計画からいたしますとどうなのか。量的にトン数、あるいは加工して収益、見

通しはどうかということをお尋ねいたします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

クネブにつきましては、平成25年度から本格的に生産と販売、道の駅等で販売を始めております。加工につきましては、令和元年度から加工を始めたところがございます。併せて、生産を拡大するという事で、高野の圃場で栽培も行ってきております。果実の集荷量につきましては、大体1,000キロ未満でございましたけども、徐々に増えてきまして、令和2年度からが2トンを超えております。昨年度からは高野の圃場の分が入ってきましたので、4トンを超えたということで、生産につきましては増えてきているところがございます。併せまして、今度はこの加工ですね。果実も単価が一番いいので果実で売るといことも含めて、今道の駅でも推進しておりますし、ただ、どうしても加工が必要という部分がありますので、昨年、お認めいただいて、味噌加工場をクネブの加工場としてさせていただきました。こちらにつきましては、今までは県の施設をお借りしてしてございましたけども、そういうことも不可能となるということでしたので、クネブの加工場を整備して1次加工、出来れば2次加工まで出来ればということで、今、加工の方法、そういったものを検討をしているところがございます。加工品につきましても1次加工である搾汁した原液につきましては、令和元年度から300キロと500キロとどんどん増えておりまして、今年につきましては、先ほど言いましたように果実も多かったもので900キロを搾汁することが出来ましたので、これを基に加工品の製造、店頭販売をさらに進めていきたいと思っておりますので、生産につきましては順調に伸びてる。あとはこの販売をさらに強化していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 新しい産業の振興として、今クネブのことが平成25年からやっておられるということでございますが、そして、加工場も稼働して年間今300キロという、来年は400キロ、500キロという目標で進んで五木の産業振興に農家の方々が夢と希望を持ってこれに取り組むという、それこそひかり輝くような一つの目標というものを立てて、生産者に夢と希望を持たせるということも大事なことではないかと思っておりますので、そのようなことで頑張っていただきたいと思っております。

それから、もう一つ、五木村はこの林業の村でございますが、五、六年前、五木村の産材を生かすというようなことで、県下の工務店をはじめとして関係者が五木住宅産業、県下各地の協力をいただいて五木村の林業の活性化を図るという目的で組織されました。この状況はどんなだろうかと。私はそのとき、村がテコ入れする

のはこれでしょうか。これは県下各地で、あの有名な小国の森林組合、小国町、7億もかけて有機の里ですか、林業の住宅産業に手がけたわけです。それがペアになりまして、組合長も何億という借金を払わなければならない。村も負担をしなければならないということになって、だいぶ私も注意をした覚えがあります。そのときは60社か70社だったと思いますが、今現在、土肥課長、どのくらいの人員でこの木材発展のための組織、人員がおられるのかどうか。そして、現在、どのような販路拡大をやっておられるのか。いや、やっておられないならやってないでいいです。その見通しはどうかをちょっとお尋ねをいたします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

今の質問につきましては、村が平成27年に森林で自立する村づくりという宣言を行いました。これにつきましては、五木村は94%が森林でございまして、この大切な資源を生かしていきたいと。また、併せて、村に加工場がございませんので、そういった弱みを何らか強みに変えることが出来ないかということで、国の山村活性化事業を利用して事業を進めたものでございます。

先ほど言われた70社程度というのは、たぶんこの宣言に賛同いただいた方と協定を結ばせていただいております。その協定がたぶん39社ございました。協定を結ばれた中で、皆さんで協議会を設立して頑張ろうということで五木源住宅協議会というのを設立はしましたけども、こちらは現状、令和2年に会員の皆さんの総意によりまして、一旦、この協議会は解散をされております。ただ、もともと村の目的でありました村の五木産材等のPRを行うということでの産業活性化協議会は、現在も事務局森林組合持っていただきながら、職員2名で運営をしております。その中でももちろん活動としましては、五木の産材を活用するというので、現在は平成28年から実際販売等を行いまして、五木の木材を端材、いろんなもの含めまして、多いときには500立米ほど販売しておりました。現在は大体100立米から150立米を販売しながらPRを行っております。その中で住宅につきましては、令和2年からずっと2件、15件とか、多いとき20件を超す件数をつくっております。昨年におきましては、新築は2件、新築の一部材料を運ぶと、そういったものが4件等ございまして、新築に6件、改良工事に4件等してございまして、現在まではほとんど熊本市中心にはなりませんけども、新築が現在まで70件と一部改築と一部新築等を含めると145件の住宅に五木の材を使っていっているということでございます。ただただ、こちらこれだけでというのは厳しい状況で今でもございます。今後もこういった五木の木材をどう有効利用するかということで検討しながら進めておりますし、去年はこの売り方ということで勉強会もしようということで、飛騨五木という

会社が全体的に流通の先進地でございます。そういったところを来ていただいて勉強会をしたり、販売で今頑張っておられます、木材の販売を始めておられます無印さんなども来ていただいて勉強会をして、さらに流通をどうするか。また国・県からも協力いただきまして、今木材のシステム販売、丸太をどう有効利用するかなど、こういったものと一緒に検討をしておりますので、こういった木材の利用、こういったものをさらに深めて、五木の木材が少しでも流通がうまくいけばというふうに今後も進めて行ければと思っております。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） あまりすっきりしないお話でございますが、五木源の住宅産業が各社によって、この事務局はどこにあるんですか。誰が事務局の担当でしょうかとちょっとお尋ねをいたしますが。

それから、もう一つ、私どもも熊本地震があったときに、西原村の役場のそばに五木産材の住宅を見させていただきました。なかなかいい材でよく出来ておるなど。少し住宅としては小さいようですが、モデルですからやむを得ないと思いますが、そういう反応が相当あったのかないのか。今後も続けていくのかどうか。ちょっと課長としての気持ちをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

山村活性化協議会の事務局につきましては、森林組合のほうで事務局を行っております。そこでの事務員もおります。先ほども言いましたけど、今2人雇用で頑張っておられます。

もちろん五木源住宅の西原村、あそこにつくられたものと震災のときに益城町のほうにモデル住宅というのもつくっております。こちらのモデル住宅につきましては、もう会場が閉鎖されましたので、その住宅を移転して熊本市のほうで住宅としてまた再建築しております。西原村のものにつきましてはモデルも含めてまちの交流の場として利用されているということを伺っているところでございます。こういったものも含めて、震災後、熊本のほうで、今でいきますと建築士さんが大体5社、工務店が6社ほど在来工法を希望される方には五木の材を使ってくださいというふうにPRしていただいております。先ほども言いましたけども、昨年につきましては新築は2件、一昨年が5件とそう大きい量ではございませんけども、そういった方々が協力をいただいていると。また、近年につきましては、在来工法の板倉工法という工法を推奨される皆さんが、五木の材を使って進めたいという協力をいただいております。こういった皆さんと協力を進めながら、今後も五

木の材が少しでもPR出来て、世の中に流通が出来ればと思っておりますので、出来る限りは応援していきたいなと思っております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 工務店6社とかいろいろやっておられるようでございます。やはり五木産材を主に住宅産業を発展させるということです。やはり、どこの材も市場で入り混じります。五木の産材というのが特定がどのようにしてされるのか。やはり製材所がないと工務店なんかは、柱が何寸で、何メートル、桁が幾らという、間に合わないわけです。いろいろ批判を聞きます。そういった関連を地域産業に若者が定着するような産業おこしを今後やっていかないと、若者の定着は出来ないのではないかなということをおもっておりますので、そういう考えがあるのかどうか。産業課長として、まず村長に行く前に産業課長としてどのように、五木村の現在の山を先輩たちがせっせと育林してお金になそうということで楽しみにしてたけれども、木材価格が低迷して、非常に苦しい状況に置かれております。これをどう打開するかということは、やはり産業課の頭脳がひとつ働いてほしいと思っておりますので、もうその件について最後にお答えをいただきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

先ほどまで説明行いました分につきましても基本は五木のこの森林を守ると、この木材を有効利用するというのが目標でございます。こういったことにつきまして、現在も取り組んでおりますけれども、やはり山元に対しましては有効にこの木材を利用する。また、その切った後をまた森林に返していくという循環型の林業をしていかないと森林所有者はなかなか森林を管理出来ないというところでございます。ただ、問題になってるのは、今現在、こういった人手が足りないということになっておりますので、村としましてもいろいろ施策は今も行っておりますけれども、なかなかそれがうまく回っていないというところもありますので、今年度からは、やはり先ほどからいろいろな話にあっておりますけれども、他地域からの人材を有効利用するというので、一つは地域づくり協力隊を募集して、熊本県の県有林を利用して活動が出来ないか。先ほど下梶原のお話がありましたけれども、県有林を活用して、そこに協力隊の若い人たちが来て入って活動が出来ないかというのを熊本県と今協議をさせていただいております。

また、一方では、国の制度の変更に伴いまして、外国人の研修生も取り入れながら、こういった人を集めて林業を活性化出来ないかというふうにも今取り組んでおります。まずはこういった人をどうにか林業に向けて集めていきたいなというふうにも考えて、現在、協議を各種関係機関と進めているところでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 特に村の産業振興というのは雇用の場、若者の定着、大事なことでございます。豊かな生活を営む上では、やはり収益がなければ、豊かさがなければ集まらないわけでございますから、十分その点を、今五木村のこの林業不況をどう打開するかということで最大の努力をしていただきたいと思います、私の一般質問を終わります。

○議長（岡本精二君） これで、西村議員の一般質問を終わります。

次に、5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） それでは、質問をいたします。私は1点だけここにもう分かりやすく書いてるんですが、流水ダムというより振興についてちょっとお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

書いてありますように、今度の4月21日の村民集会で、村長は今国がいたしております流水型ダムを容認し、ダムを前提とした村づくりをしていくというふうに表明されましたが、今から早急に取り組むこととお伺いしたいと思いますが、短期、中期、具体的な政策はどんなものがあるかということですが、今の村の現状ですね、その前にそこをちょっと私の調べた範囲内で申し上げてみたいと思いますが、今、五木村はやっぱりこの地方債ですね、要するに借金というか国への借金が非常に多いですね。全国でも30位、1,780ぐらいある地方自治体の中で30位ぐらいです。また、熊本県では断トツの1位です。これは村民1人の数から割った場合です。かなりの額あります。それと平均年齢です。平均年齢がやっぱり熊本県1位です。高いということです。65歳以上の年齢も第1位です。人口は熊本県内で45位です。最下位です。人口密度も最下位です。かといって、面積は結構広いんです。県内の市町村では大体8番目ぐらいになってます。面積が広いわりに人口が一番少ないと。当然、人口密度も1位でなるわけですが、これは2020年ぐらいの統計ですが、932名になってるんです。もう2024年ですから、恐らく800人台じゃないかなと私は推測するわけですが、2020年で931人です。これがやっぱり昭和15年ぐらいで6,179人ぐらいいたものが、ごんごんごんごん減ってきてまして、昭和35年、40年ぐらいから急に減りだして、もう今では1,000人も切って900人も切ったんじゃないかというぐらいの人口になってるわけです。やっぱり、一番問題になってるのは、先ほど7番議員さんからもあったのと少し重なるかもしれませんが、仕事の問題、雇用ですね。やっぱり若者を増やすためには雇用がないと、企業体を持って来て雇用を増やさないとなかなか増えないと私は思います。先ほど村長は、住居の問題なども言われました。そういうものもあります。ただ、土地がですね、面積は先ほど広いと言いましたけど、使える土地がどれぐらいあるかと言いますと、耕地面積が1キロ平方メ

一トルぐらいしかないんです。これは正しいかどうか、私が調べたデータではそんななって、1キロ平方メートルの耕地面積なんていうのは熊本県ではないんですよ、五木だけなんです。もうほか何十ヘクタールとあるわけです。だからたったの1キロ平方メートル、面積は少ない、それだけ山が多いということでしょうね。1キロ平方メートル、その中で何をやるか。結局、完全失業率だって熊本県では45市町村のうち40位、仕事がないあるより過去のデータが出てるわけです。完全失業率が40位。かなり下のほうに近いということです。それだけ仕事がやっぱりないということなんです。ですから、そういうことを踏まえて、今から質問というか、村長の考えというか、もう村長も2期目ですので、やっぱり本領発揮して頑張っていたかかないと、村の代表で執行権、人事権、かなりの権限を持っておられるわけですので、早急に取り組むことと、どんなものがあるかということは申し上げておりますが、一つずつですね。例えば、雇用対策なんかはどういったものがあるとか、住居の問題、土地の問題、平地、人口減少の問題、高齢化の問題、ここら辺を項目別に分かりやすく村長の考えを、これは10年後とかそういうことじゃなくて、もう最低でも短期、中期のことを私はお伺いしたいんです。もうそういう悠長なことを言うてる時期ではないと思いますので、そこら辺を村長のほうから考え方をまずお伺いします。

○議長（岡本精二君） ちょっといいですか。5番、質問の内容が違うわけですけども。

○5番（田山淳士君） いや、これは関連ありますから。

○議長（岡本精二君） いえいえ、質問の内容が具体的に書いていただかないと、今のようないことは何も書いてないわけです。

○5番（田山淳士君） だから最初に言ったでしょ、関係がありますからと。

○議長（岡本精二君） 具体的に書いていただかないと、回答も大変じゃないですか。産業振興のことなら産業の振興のことに入っていたかかないと。4月21日の件のことを聞かれてるわけでしょ。

○5番（田山淳士君） だから今のも関連があるでしょ、全部。

○議長（岡本精二君） それならそれらしく項目ごとに書いてもらわないと。

○5番（田山淳士君） だから振興策に関わることだからよろしくお願いします。最初に言ったはずですよ。

○議長（岡本精二君） だから、私としてはこれで答弁してくれと言ったって、大変だと思うわけです。やはり具体的に書いていただかないと。

○5番（田山淳士君） 村長、お願いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、5番議員のほうから4月21日の村民集会ということで、流水型ダムを私は前提とした村づくりに向けて新たなスタートを切るということでございまして、これからいろんな課題があるということは、るる今説明をしてきておりまして、今国においても環境影響評価については国のほうに知事意見が出まして、これが今年の秋ぐらいにはたぶん国のほうから示されると。それに基づいたところで、今つくばのほうの技術研究所のほうではダム本体のいろんな上流、下流等について模型をつくりながら、今構造の最終的な打ち合わせをしておられますので、それについてはまだ公にされておられませんので、まだまだ容認という表現ではございまして、そこを見据えて前提とした村づくりということで今取り組んでいるところでございます。

そういう中で、今議員のほうから各分野についていろいろ、やはり五木村が抱えております少子高齢化の問題、人口減少も含めてですけども、そういうお話の今御質問がございまして、特に今回、そういうもののスタートラインに立つということをお願いしたときには、今、議員おっしゃるように、平場については非常にもともと貯留型のダムするときには平場の造成がしっかり坊主山周辺には絵が描いてございましたけども、そういうものはなくなって、今水没地の利活用が一時期した経緯がございまして。そういうものを考えますと、やはり平場の造成というのは、これは早く手を付けてやる必要があるというふうに私は思っております。

それと、また特に私は五木村の将来を見たときには、川辺川流域と、あと小川の合流点を含めて、その河川をどれだけ利用しながら、これまでも五木の村民は川沿いに住居を構えて、特に頭地地区はそうでありますけども、竹の川、宮園地区については、今回、県の河川の整備企画の中でいろんな整備が始まってきます。私もこの水没地の中にありますこの川辺川と小川の合流点、今五木源パークとかあるところでもありますけども、そういうものを利活用については早く協議を進めながら、そういうものは決まってくるかと、盛り土の造成、また盛り土のいろんなところについての全体的なデザインが決まってくるかと、それについては早く短期的に時間を縮めて決定をしていければというふうに思っております、それについては、今東地区ではランドデザイン会議が協議会等開催をされておまして、そういう中で住民のいろんな代表の方来ておられますので、そういうので示していただければ早く国・県と調整をしながら、また議員の皆さんとも協議をしながら場所の確定、また水没地のそういうところの河川環境のいいところの利活用についてはしっかり議論をしていきたいというふうに思っております。

そういう中でも、今、国が事業説明会でありましたように、まずは国のほうとしましては、東小学校前の平場の造成には入っていききたいということで説明があつて

おりますし、また、それと合わせまして、道路関係につきましては、逆瀬川の右岸側の1号橋についても今整備に向けて設計が進められているということと、工事用道路をあそこは今回整備をして、早くあの谷に橋梁を架けたいということは川辺川の事務所のほうからしっかり説明を今いただいているところであります。それと、当然、右岸側のこれまで未着工の付替え道路等についても、早くそういう線形を出していただいて、そういう全体像が五木村民の方に早く示されるように、しっかり取り組んで、国・県と協議を進めていきたいというふうに思っているところであります。

特にまた、先ほど申しました竹の川から上流部等については、今回の河川整備計画の県の管理の中に入っておりますけれども、そういうのもしっかり今県のほうが説明をいただいて、また、地元のほうにも今説明に入っておられまして、特に竹の川地区におかれましては、早ければ令和7年度に工事着工が出来るような段取りで、今住民の方といろいろ補償等の相談が行われてるように聞いております。

また、宮園の河川改修等につきましても、令和7年度に用地等の相談を行いながら、早ければ令和8年度に工事着手をやりたいということで今伺っておりますので、全体的な道路の改良も含めてですけれども、平場の造成、そうやった五木村の安全安心の確保等についてもスピードを上げていただくところはしっかりスピードを上げていただくということで、私ども取り組んでいきたいというふうに思っております。

そういうものをしっかり踏まえたときに、5月の後半のほうに議会の皆さんと一緒に、県と国のほうに要望に行った経緯がございまして、国土交通省、また令和7年度に向けての事業の要望でございましたけれども、しっかり財務省のほうにも行って要望しておりますので、令和6年度に予算以上に国のほうでも予算化をしていただいて、国・県が連携をしながら五木の安心安全とそういうものの調査が進み、早く事業着手出来るように私ども頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） いろいろありましたが、先ほどの具体的にどんなものがあるかということですが、やっぱり問題は若者を何か増やす政策を考えないと、人口はますます減っていくばかりだと思うわけです。ですから、やっぱりその中に具体的なものがなかなか見えないんです。雇用とかにつながるようなですね。確か林業とか最近ちょっと多くなっていると聞きますが、何かそういった国・県の力を借りて、雇用の場を設けるような計画というか、そういった考えはないですか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

雇用の場の確保等については、先ほど7番議員さんのほうからもお話がありまし

たけども、当然、それを行うときには生活環境の改善とか、あと住宅の問題、これについては、当然、企業誘致をするにしましても平場が必要になってきますので、当然、平場の必要は重要かと思っております。

それと、もう1点は、先ほども申しましたように、今光ネットワークは五木村、各世帯には入っておりますけども、非常に容量が足りないということで、また、大量のデータを送信しますと、人吉まで出しましたときにセキュリティの問題もあるということで、なかなか企業がこちらに来られてサテライトの事務所を構えたり、また、ワーケーションとかで東京から五木に来られて、1カ月ぐらいいて仕事をしようかというときに、なかなかそういう光ファイバー等のまだ設置がまだまだ脆弱でありますので、それについては、先ほど申しましたように、国においては3年をめどに人吉のほうから大きな大容量の光ファイバーをこちらに埋設したいということをお願いしておりますので、そういうものを視野に入れて、今からいろんな企業に当たりながら、埋設が終わったときにはそういうのを利用させていただいて、いろんな事務所が来たり、いろんな企業が来たりということと、併せて、平場の造成がそれまでいろんな計画が出来ればということで思っておりますので、いろんな雇用の面については、これから将来を見据えてそういういろんな企業等にアクセスをしていきたいという感じで思っております。当然、そこには平場の必要性もありますし、住宅の必要性もあるということでございます。

○5番（田山淳士君） もういいです。終わります。

○議長（岡本精二君） これで、田山議員の一般質問を終わります。

次に、2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） お疲れさまです。それでは、議長の許可を得ましたので、私のほうから一般質問をしたいと思えます。

今回は、1点でございます。新たな五木村振興計画と要望活動についてということで上げておりますが、今年、また新たな五木村振興計画を確定されて、この確定されたのを村民へどのように周知を行うのかということをお願いしてありますが、その前に、昨日、全協の中で振興計画の中にちょっと改訂版をつくりたいということなんです。改訂版を周知を行うのか、それともこの前のやつを行うのか、どちらを行うのかについても聞いておきたいと思えます。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 今、新たな五木村振興計画の村民への周知についてはどのように行うのかという御質問にお答えいたします。

まず、新たな振興計画は国、県、村の3者で策定をさせていただいております。令和6年度の県事業については、今年4月に知事選が行われましたことに伴いまし

て、県議会6月定例会において補正予算が編成されることから、それを待って今年度の振興計画を策定することにしております。新たな振興計画については、村民の皆様にご覧いただくために、これまでと同様に冊子を全戸配布する予定にしております。

また、行政座談会を開催し、計画の主な内容について説明を行い、御意見をいただきたいというふうに考えているところです。

また、これまで同様、内容につきましては、村のホームページに掲載し、周知をしていきたいというふうに考えております。

また、もう1点の振興計画の改定版についての説明なのか、令和6年度の事業についての説明なのかということにつきましては、現在、4月21日に村長のほうから流水型ダムを前提とした村づくりのスタートラインに立ちたいという御表明をいただきました。それに伴いまして、昨年5月に確認をしていただきました基本計画、こちらについても改定が必要かどうか、今現在、議会の皆さんとも御協議をさせていただいておりますが、その御協議の結果によっては改定した基本計画のほうも説明をさせていただき、令和6年度の事業計画についても村の分、国・県におきましても一緒に説明をさせていただきたいというふうに考えているところです。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 改訂版については、協議の進行次第ではそっちのほうに行くということなんですが、全員協議会の中でこのスケジュールが私たちに示されております。私が通告を出したときにこういうのがなかったものですから、これのちょっと周知の仕方については再度確認したいところなんですが、冊子をつくって地区の座談会で説明をして行くと、そういうことで通知を行う。

2番目なんですが、村民参加の方法ですね。座談会の中で聞かれていくのか。その座談会を私は今までは大人数で結構やられてたと思うんですが、少し人数を絞って、本当に対面みたいな感じでやれるような環境をつくっていただけないかと思ってるんですが、なかなか大勢の人がいると自分の意見が言いにくい場がありますので、参加の方法、そういったものをどういったのを考えてるのか伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、振興計画への村民の方の参加の方法、御意見等のどうくみ取るのかという御質問かと思えます。

地域振興を進めるに当たっては、村民の皆様のご意見やニーズを的確に把握し、施策に反映させることが重要と考えております。そのため、行政座談会に加えて、事業内容によっては各種会議の開催やアンケート調査等を通じて村民の皆様のご意見

等を把握するよう努めてまいります。

また、行政だけではなく村民の皆様にも地域振興の担い手として参画していただくことが重要だと考えております。現在、東地区まちづくりランドデザイン協議会や宮園周辺地域振興協議会において住民が主体となり、各地区の将来像を描くため協議のほうが行われております。

また、村内の若手事業者を中心としたグループが結成され、主体的に村のイベント等に参画するとともに、村の将来に向けた振興策や課題解決について議論していただくという新しい動きも始まりつつあります。今年度の新規事業としまして、新たな振興計画の早期実現を図るとともに五木村の将来の担い手を育成することを目的として、地域振興や地域課題の解決に向けた先駆的な取組を行う団体を支援したいという考えで補助事業も創設をしたいと考えているところです。これらの取組を通じて、村民の皆様にも積極的に参加を促していきたいというふうに思っております。

また、行政座談会につきましては、現在、北地区、頭地地区、三浦地区、南地区、西地区の5カ所を予定をさせていただいてるところですけれども、地区によっては、うちでも開催してほしいというところがあれば、そちらのほうにも出向いて御説明をさせて、意見交換をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 住民参加はそういった形でされるということなんですが、私が思ってるのは、やはりこの計画は5年後、10年後を見なければなりません。ということは、今若い中学生とか高校生の世代、中学生議会も開かれますけど、そういった子たちのやはり五木村に対する思いですね、それをくみ取る機会をもう少し設けるべきではないかなと思ってるんですけど、そういう機会が設けられるのかどうか、村民参加のところをですね。そこも伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 振興計画を進めるに当たって、子供さんたちの御意見をどうくみ取るかという御質問かと思えます。それにつきましては、現在、先ほども説明させていただきましたが、東地区まちづくりランドデザイン協議会や宮園周辺地域振興協議会においても住民の方主体で協議を行っていただいておりますけれども、その中でも小学校、中学校の子供さんの意見を聞いてほしいとか、そういう御意見もいただいております。いろんな場面で、今回また9月辺りに中学生議会もあろうかとは思いますが、子供さんたちの意見を聞く機会を、いろんな場面で設けていきたいというふうに考えているところです。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君）　そういうことはあるんですが、今度、村長にも伺っておきたいと思います。その辺のところと、もう一つは、村長、今東日本の交流会みたいなのが去年つくりましたよね、その中ではやっぱり五木村民ではないんですが参加の機会を設けて、振興計画のアイデアとかそういったのをもらう機会も設けたらどうかと思うんですが。ただ集まって懇親だけじゃなくて、そういったのをアドバイスしてもらうような機会も設けるべきではないかと思うんですが。

○議長（岡本精二君）　木下村長。

○村長（木下丈二君）　お答えいたします。

全体的に、今土肥課長のほうからる説明はしたところでありますけども、今お話のように、今回、振興計画を策定をする場において、どういうふうに村民の方に関わってもらうかという話の中で、今日も来られた中学生の皆さんとか、また若い世代とか、そのやり方かと思っております。その中でも令和4年につきましては、区長係の皆さん二十数カ所各地区を周りまして座談会形式で、私と総務課長と、またメンバーを入れ替えながら各地区を回った経緯もございまして、令和5年度については各大きな集落ということで東地区、北地区、西と南、あと三浦ということと、あと平瀬と下梶原に要望があって出向いた経緯がございまして。そういう中で、先ほど土肥課長が言いました学生の皆さんについては、過去2回、中学校議会ということでいろんな彼たちが思う意見、思いを聞いたことがございまして、こういうのがいよいよ流水型ダムを前提としたということでスタートしておりますので、それを踏まえたところの子供の皆さんが思う未来像とか、どういうものがあっていいとか、私たちはこういう村にしたいとかそういう思いもあろうかと思っておりますので、そういうやり方等については、いろいろ学校教育委員会さんとも相談をしながら、アンケートですのか作文を書いてもらうのか、いろんなやり方があるかと思っております。そういうものはやるやっしていきたいというふうに私も思っております。

また、今の時代ですからホームページ等を利用していろんな意見をいただくとか、そういうのも可能になってきますので、五木村振興についてということで。そういうのもちょっと検討出来ればというふうに思っております。

それと、もう1点が、東日本のふるさと会でありますけども、去年設立をいただいて、今年も総会がありました。私どもも参加、議長も参加していただいております。そういう中で、一つやはり大きな話となりますのは、五木村の振興という中で流水型ダムを前提としてスタートを切ったということでかなりインパクトございまして、皆さんやっぱり心配しながらも五木について思いが深い人たちがございまして、政策的にはいろんな提案をいただいております。そういう人たちの意見も踏

まえて、しっかり全体的にそういうものを取りまとめていければというふうに思っておりますので、この東日本のふるさと会についても同じ気持ちで取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） それで、振興計画の中で毎年ローリングを行い、検証、修正を行っていくということだったんですが、この間、それこそ全員協議会の中で一覧表として出していただきました。これは庁内でたぶんされたと思うんですが、これはやはりもう少し一般の方も分かるような方法を私は取っていただきたいと思うんですが、その辺のところどう考えておられるんですか。ローリングするためには、やはり自分たちはこういうふうに思ってるけど、実際、住んでる人はどう感じているのかというのをやっぱりつかむ必要があると思うんですが、その辺のところどう考えていらっしゃるのか伺っておきたいと思います。村長か担当課かどちらでも。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 前年度辺りの事業の結果を踏まえて、どう検証していくのかという御質問かと思えます。それにつきましては、それぞれの課で事業ごとにその対象者に対してアンケートを行ったり、いろんな会議の場で御意見を聞きながら、それを次年度の計画に反映をさせていくというような取組はされてるところです。

また、先ほど御提案がありました一覧表辺りを、座談会等もありますけども、御紹介しながらこれまでの施策について、それぞれの事業について御意見をいただきながら、また、さらにそれを次年度の計画に反映していくような取組も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 私がなぜこういうことを言うのかというのは、見える化です。行政の見える化をぜひしてほしいと思ってるんです。というのは、どんな事業をやっても住民が分からなければ、本当にここまで村はやってるんだけど一般の住民は全然分からない。伝わらないんです。やっぱり伝える方法を考えてほしいと思います。

それで、次の質問に入りますが、県と国交省の関わりですね、これがどういうふうな関わりをするのかを伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

振興計画の取りまとめに当たって、県と国がどういうふうに関わっていくのかというお話かと思っております。そういう中には村民参加も機会はどうかというトー

タル的な話かと思えますけども、昨年もやっておりますけども、また、今年も行政座談会等には常に国・県の方も参加をいただいております、事業の説明とか、また村民のいろんな御意見、また意見交換については参加をいただいているところがあります。例えば、先ほどありましたようにランドデザイン会議、これは東地区でありますけども、そこにも当然、国・県、皆さん入っていただいておりますし、また、宮園の周辺地域の協議会にも県と国も入っていただいて、いろんな地域の課題、また村全体の話等も常に聞いていただいております。そういう中で、国・県におかれては、積極的にそれをもとにまた五木村の振興ということで持ち帰っていただいて、すぐに対応出来るところは対応いただいておりますし、村と協議するところは協議もいただいておりますので、これは今年も積極的にやっていきたいというふうに思っております。

それと、また、先ほどありました村民のいろんな御意見の集約等については、今国においては地域振興相談室を出張所内に構えておりますし、県については役場の2階の角のほうに五木の振興相談室を設けておられまして、それについても今相談者が伺っているような状況でありますので、いろんな提案とかいろんな御意見等については、そちらも常々人を配置してやっていただいているところでもあります。そういうふうにこれから先進めていこうとする事業等については、国・県がしっかり連携をしながら、そして、今議員から御提案があったような見える化をしながら、これはやはりホームページの利活用をもう少しそこにアップしていきながら、こういうことを意見があった、こういう形を進めますとか、そういうものが出来たらということと、これからタブレット化に入っていきますので、そういう中で振興という一つのアプリをつくれればそこから入ってもらえばいろんな協議が、いろんな意見、またアンケート等がそこで見れるような形も今後取っていければというふうに考えておられて、この事業を進めるに当たっては、大変重要な課題かと思っておりますので、今後ともいろいろ御協力いただければというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） それに何で国・県が必要なのかというのは、私は高齢者と災害の対策にこの国・県が関わってもらいたいと思ってるんです。これから本当梅雨の時期になると、どこでどんな災害が起こるか分かりませんので、孤立したところ、それに高齢者がいる。そういうときには、やはり村だけでは対応出来ない方法がありますので、出来れば国と県が関わりあっていろんな情報をもって、救出の方法とか災害の救助の方法とかそういったのを、やはり連携してもらいたいという、そこが本当に振興計画の中に入ってもらいたいところなんです、そういった計画があるのかどうか伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、議員御指摘のところは、いざ災害等が発生したときに、また地域のそういう交通事情とかいろんな救出とかいろんな災害対応のお話かと思えますけども、これは毎年ではありますけども、今年は6月3日に防災会議をやっておりまして、当然、そこに国・県も入っていただいております。そういう中で自衛隊、また警察、あといろいろ気象台はオブザーバーで入っておりますけども、いろんな関係機関とそういう災害対応については、十分協議をしながら今進めておりますので、今回の振興計画等で高齢者のいろんな災害時における避難とかそういうものについては、各集落がいろいろ形態が違ってきますので、各集落のいろんなやり方があるかと思っております。東地区においては、特にこの前のボランティアのときに連絡網の整備ということで区長さんのほうからお話があったり、今度の日曜日については、北地区のほうで防災フェアということで講師の先生を呼ばれて、またいろんな地区がみんな集まっていろいろ対応するというので、そういうのも私どもも当然拝見したり、国・県の人そこは視察に行かれると思っておりますので、そういう全体的な位置づけをして安心安全な村づくりには寄与するということかと思っておりますので、国・県についてももしっかり防災の面についても協力をいただくということになるかと思っております。

○議長（岡本精二君） 途中時間でございますけれども、12時になりますので、ここで暫時休憩をします。午後1時から再開をします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 先ほどの質問からまた引継ぎなんですけど、この振興計画に国と県との関わり方、それと、このときにやはり住民参加をどう持っていくのかというのは私は課題だと思っております。というのは、先ほども話しましたが、大きな人数で聞かれるのと対面して少人数で聞くのでは、発言する機会も少ないですし、本音から言えるのかなと、住民が。そういうので、やはり国・県がするとき少人数での参加が出来ないかということ質問したいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

事前にもお答えしましたように、今、国と県につきましては地域振興相談室とか、また役場庁内に県におかれては振興相談室を設けられております。そういうところに時間がある方はいろんな御相談があらうかと思えます。今、議員の御質問のとおり少人数で、なかなか大人数のところでは意見も出ないということもありますので、昨年度を例に取りますと、各種座談会等は申し上げましたけども、各種産業別の皆さんとか、あと世代別、あといろんな子育て関係の皆さんとか、一つの選り分けとすればそういう中で来ていただいて、いろんな意見を聞いた中ではございますけども、今、議員がおっしゃいますようなことについてももしっかり検討しながら、国と県と取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） この振興計画は、本当に今年の4月に村長が村民に向けられて発表されました流水型ダムの計画を前提としたということが入ってますので、そのところをやはりきちんとこれから先のことがありますので、十分に村民の意見を聞いてもらいたいと思います。

今日、東京都知事の告示がありました。その昨日に討論会みたいなのがありまして、そのところで知事のリーダーシップをするのか、それともボトムアップで行くのかという話がありました。村長はどういった形で振興計画をつくろうとしておられるのか。そのところも伺っておきたいと思います。リーダーシップで自分がこういうふうに決めて、これを村民の皆さんに周知してやるのか。それとも、村民の意見を聞いてボトムアップみたいな形でやるのか。どちらのほうで行こうとされてるのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

この振興計画を一つの形としてつくり上げていくときには、今、議員御指摘のリーダーとしてトップダウンでやるのか、また、いろんな意見を聞いて、ボトムアップという形でいろんな意見を集約してやるのかということでございますけども、私の考えからしますと、今でもやっておりますように、各地区の座談会等も含めてですけども、いろんな産業別の皆さん、そして、いろんな催し等について私も出て行きますので、いろんな村民の方から今までも話を伺っております。それで、最終的にそういう話を伺って、ボトムアップをした中で、それを踏まえたときに、やはり決断はしっかりリーダーが決断していくということかと思っておりますので、そういうスタンスは変えずに、もう少し幅広くいろんな方の意見もこれからも伺っていききたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 今、村長の立場としてはボトムアップの形で、それをずっと引き続いてでやりたいということですので確認が出来ました。

そして、この振興計画の中で希望が多いもの、特に強いもの、それに関してはやはり要望活動がこれからも必要となると思うんですが、その要望活動をどういった形で、その都度行うのか、それとも要望があったら支援をしていく形を取っていくのか。そこのところを村長に伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、いろいろ計画の中で村民の方から強い要望があったり、またいろんなそれを形にしていくときには、特に村でそれがかなうときには村としてすぐ対応が出来ますけども、大きな国・県の関わるような事業支援をいただくときには、しっかり国・県に協議をする必要があろうかと思っております。そういう中で、4月21日に村づくりの方向性を表明しましてから、そういう思いもございまして、5月27、28日に議員の皆さんと一緒に県、また国土交通省、財務省に、このタイミングと言いますのは、従前も話しましたように、もう令和7年度の予算の骨格が国においては5月の中でいろんな形が出てくるというお話でありましたので、5月中とにかく国に行ってそういう要望をしたいと。それを踏まえまして、政府のほうでは骨太の方針が策定をされ、それから8月までには令和7年度の予算固まってしまうということですので、とにかく政府の骨太の手前で、5月に行って要望しようということで、国土交通省、財務所に行った経緯があります。年度をまたぐような大きな話等については、また来年度も5月辺りに国・県、要望に行かせていただいて、あと、いろいろ村で対応、そのときの既設の予算等で対応出来るものについては、しっかり国・県にもお願いしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 国・県に対してはそういう形でやりたいということで、特に私は県に対して、今度本当知事が代わられましたので、県に対する要望はしっかりと今のうちに本当にまとめて、県にはこれとこれをやってほしいというのをもうちょっと強く言うべきところがあったのではないかなと、私自身も反省をしております。と申しますのは、やはり国道445号線、これの遅れです。いつも7番議員さんがおっしゃいますけど、本当に県がやる仕事はどこまで信用していいのかというのが分からないと私も不安です。そこのところをやはり再度お伺いしておきたいと思えます。県への要望に対して。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

特に熊本県への要望ということで、特に今回の知事の選挙で新しい木村知事が誕生されておりまして、五木のほうには第一番に来ていただいて、知事の思い等を語っていただきましたけども、その後に私どもの要望等について、いろんな課題があることは木村知事のほうも熟知はされておりますので、それも含めて今回の国、県、村でつくります新たな五木村振興計画等については、巻頭言のほうで新しい木村知事のほうで一つの思いというのは書いていただきたいというふうに思っております。それで改定が必要ということになってきます。国においては、今、藤巻局長から森戸局長に代わられて、それぞれ時代が動いておりますので、それぞれの立場で将来に向けての国・県の立場をしっかりとそこに書いていただいて、また、具体的な話は、令和6年度の実施計画において県のいろいろな予算付けも含めて表していただきたいということで、これについてはしっかりと私たちも要望していきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） その振興計画の改定版については巻頭言ということを書いてもらうということですが、それを期待したいと思っております。それから、振興計画の中で改訂のところで確認をしておきたいんですが、今、新聞報道では五木村長はダムを容認という形の報道がなされておりますが、私は先ほど、午前中の答弁の中で、村長はまだ流水型ダムを前提としたという言葉をおられました。本当に前提とした振興計画なのか、そここのところをはっきりしておきたいと思っておりますので、再度答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

私が4月21日に村民の皆様集まっていたいただいて、村民集会の中で申し上げましたのは、流水型ダムを前提とした新たな村づくりのスタートラインに立つということをお申し上げまして、その後段のほうで、これからいろいろ流水型ダムを前提としたときにいろんな課題が出てくると。それについては国、県、村一緒になって解決をしていこうということをお申し上げておりまして、先ほど田山議員さんのときにもお話ししましたが、まだまだ環境評価等については国のほうがレポートの公表がなっておりませんし、またダム本体、また上下流の水の動き等についても、まだつくばの研究所のほうで水の流れ等も大型模型をつくりながらやっておられますので、その全容等はまだ分かっていないということと、特に環境影響評価が出ましても、レポートが出ましても、五木の水没予定地のいろんな対策とか利活用の仕方、そういうのを全体的に総合的に判断する必要があるかと思っておりますので、今のと

ころはそういうものを前提とした村づくりのスタートラインを切ったと。まだまだゴールではございませんので、そういう考え方でございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） この振興計画は流水型ダムを前提としたということを確認出来ましたので、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（岡本精二君） これで、早田議員の一般質問を終わります。

次に、6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 議長の許可をいただきましたので、通告に沿って村長のお考えをお聞きいたします。

タブレットを見ていただきますと、村長は村民集会の中で流水型ダムを前提とした村の振興をと発言されております。これは先ほど早田議員のほうからも質問があったとおり、容認したとも受け止めるような考えですが、やっぱりこれを容認する、あるいは前提とするとなれば、村としての事業にどれだけプラスになるのかというものを判断して決断をされたのかどうか、そこをちょっとお聞きします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今回、いろいろ各議員の皆様から一般質問等で、4月21日の村民集会における私の流水型ダムを前提とした村づくりにスタートを切るという発言の内容等についての御質問かと思っております。これにつきましては、私が新たなスタートラインに立つということを表明したことによりまして、午前中もありましたけども、五木村には平場が少ないわけでもございまして、いろんな住宅問題、また企業誘致、いろんな産業振興等に関わりましても平場がないということで、平場の耕地というのを確定をしてみたり、また水没予定地の利活用の話、また既存の水没予定地内に、もとは水没予定地をどうやって利活用しようかという話でありましたので、今、溪流ヴィラも含めていろんな施設がございまして、そういうものをどこに移転をして、どういふことで建設をしてもらおうかという話と、そして、当然、右岸側の逆瀬川第一橋梁のあそこの右岸側の道路等まだ未開通でございまして、そういうものを具体的に、今度は国・県との協議の場についていくということになるかと思っております。それには当然水特法の、これは県がつくってまいりますので、その中に新しい項目をどうやって入れていくかというのは、事務方で今協議をしているところでございまして、そういうものを全体的にやりながら、役場の中におきましては、再建対策本部会議を開催いたしまして、今議員御指摘の村独自の振興策を含めた議論を、今庁内で進めているところであります。平場や村道等のインフラをどのようにこれから利活用していくのかと、それが大きな焦点かと思っておりますので、そういうものの

利用の仕方も含めて、今庁内、また国・県の事務方等は議論をやっていただいているところでもあります。そういう中で、午前中も申し上げましたように、全体像をどうやって絵として村民の方にお示しするかというところにつきましては、特に東地区におきましては、まちづくりのランドデザイン協議会を今開催しておりますので、今年度中に東地区の村づくりの方向性を取りまとめて村に提案をいただくということをお伺いしておりますので、そういう報告等の提案をいただいたら、早速、議員の皆さん方、また村民の方にもお知らせをしながら、しっかりそれを前に進めていきたいというふうに思っております。とにかく、今回新たなスタートを切るということを私は申し上げましたので、それについては村民の方と一緒に、一丸となって国・県の支援を強力にいただきながら前に進めていきたいという思いでございます。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 今村長、県、国の工事を言われました。平場造成とか逆瀬川の橋とかそういうものを申されましたが、私たちは、先ほどからも心配があるように、非常に事業費、あるいは工期等も明確に示されていない中で、どういうふうな考えで判断されたのか。私はもうその事業費と工期というものが一番重要と思います。もうそれで前回も神屋敷の問題が残ったというような問題もありますので、そのところを村長、どう判断されたのかちょっとお聞きします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今回、私が申し上げましたように、流水型ダムを前提とした村づくりのスタートラインに立つということになってきますと、当然、水没予定地の河川の利活用、その周辺の利活用、それに応じた盛り土の造成、それと、また右岸側の道路等々の基盤整備が出てこようかと思っております。これは水没予定地内、国管理河川の状況でありますけども、それと加えて、竹の川から上流部の宮園も含めて、今、県の河川課のほうでいろいろ地元説明もやりながら、いろいろ住民の協力をいただいて振興しようということで、特に宮園においては宮園地域の振興の協議会ということで、住民の方参加で今地域づくりにいろいろ御意見をいただいているところでございます。そういうものを全体的にどうやって事業を進めていくかというときに、今議員御指摘の工期と予算の話になろうかと思っておりますけども、この工期等については、これは一つの事業を成し遂げるときには、当然、地権者の協力も必要でありますし、事業をするための事業工程の年度年度の予算の配分も必要でございますので、先ほどの議員の質問に申し上げましたけども、そういう令和7年度からそれを踏まえてしっかり前に進めるためにも財務省にも要望に行きましたし、国土交通省にもこの

流水型ダムを前提とした村づくりのスタートラインを切りましたということで、国にも強く五木村の振興には要望してまいりましたので、令和7年度の予算等も含めて、しっかり令和6年度の事業等については、この会の事業説明については、工期についてはいろいろ下のグラフの棒線で示していただいておりますので、それに伴う財源等については、しっかり、これは国の交付金とか県の事業もそうですけども、そういうものを国と県が連携をいただいて、しっかり予算を獲得いただいて、私どももお願いには参りますけども、しっかり事業が進むようお願いするところでございます。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 2番目に、ひかり輝く新たな五木村の振興計画、これ四つの目指す姿がございます。12の施策がある中で、水源地域対策特別措置法に残る事業が五つあると。新規事業も追加できるような事業もあるという説明を受けました。村としてこの水特法に乗せられる事業はどんなものがあるのか、村長、ちょっとお聞きします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

特に今回の振興計画の中には、議員御指摘のとおり四つの大きな柱、方向性ということで示させていただいております。そういう中で、水源地域の対策特別措置法に基づく水源地域の整備計画というのがございます。現在、四つの残事業があろうかと思っております。それについては、基本的に熊本県のほうが策定をして、国のほうに申請するということになるかと思っておりますけども、今事務方のほうでは、国、県、村、集まりまして、どういう事業を今後、水特法の中に上げていくのかという随時協議をしております。これについては、いろいろ補助のかさ上げ等は若干少ない面もあろうかと思っておりますけども、この計画に上がった以上は、しっかり国・県が責任を持ってやっていただくという事業のメニューになろうかと思っておりますので、今、庁内を含めていろいろ各課からも意見を上げてもらっておりますので、それを含めて国と、また県とのほうで今協議中でございますので、しっかり、そこには従来の水特で五木全体をエリアに入れてやった経緯もありますので、特に今回は貯留型から流水型のダムに変わったということで、だいぶ内容も変わってきましたので、そこは今、国・県のほうとやりとりをさせていただきながら、多くの事業がそのメニューに入っておく。今、努力、鋭意検討しているところでございます。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） この流水型ダムは河川法によって水特法もあるわけですから、出来れば多くの事業がこれに乗せられるような事業、あるいは振興策をつくる必要

がある。ここに課長おそろいですので、ぜひとも五木の振興を重要視しながらこの計画に一つでも多く乗せられるように、村長、指導していくという考えがあるのかどうか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今申し上げましたように、水特法についてはとにかく県のほうがまとめて国に出されますけれども、その前段の協議等については、しっかり今、村の事務方のほうでも県との協議を詰めておりますので、そういうものの途中途中については、また議会の皆さんに報告させていただきながら、しっかりと多くの事業がその中のメニューとして入っていくものもあろうかと思えますし、また、国の直接、国のハード整備的なものを別メニューではございますので、全体的に五木村の振興が、水特も入れてではございますけれども、村が行う事業と、また国・県がやる事業、水特の事業というのは全体がミックスしながらしっかり前に進むように努力していきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 3番目に入りますが、消滅可能性のある自治体というものが、かろうじて南阿蘇村と五木がこれから抜けたと。これはよいことでございます。ところが、これを喜んでばかりはいられないわけです。村はやっぱり、先ほど質問もありました、若い者の定住、そのためには雇用の場の創出というものが、これが一番重要ですので、村長、どういうふうなこれを受け止めをしておられるのかちょっとお聞きします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、議員おっしゃっていただきましたように、いろいろ新聞報道等でもありましたけれども、消滅可能性のある自治体から脱却したということで、しかしながら、それについては努力をしないとすぐ元に返りますよという表現だったかというふうに思っております。これにつきましては、民間の有識者でつくっております人口戦略会議というのが4月に公表されまして、その中で地方自治体の持続可能性分析レポートにおいて、本村は、今御指摘のとおり消滅可能性自治体から脱却したとの分析結果が示されております。この内容等につきましては、20歳から39歳の若年女性の人口動態に着目しておられまして、若い女性が2020年から2050年までの30年間で、50%以上減ると推計された市町村を消滅可能性自治体として定義がされております。五木村はこの定義の50%以上は減らないという、たぶん見通しかというふうに思っております。そうは言いましても、しっかり今の現状を踏まえましたときに、議員

の御指摘のとおりでありまして、村の振興はしっかりそういう方々がまた定着、また定住をいただいて、しっかりまたその先にはほかの村外から、また村内の方の移住・定住、またしっかりした根付いた活動が必要かと思っております。そういうこともありますので、五木村としましては、結婚を機に村内に居住する夫婦の皆さんには、住宅費用等を支援します結婚新生活支援事業などの結婚支援事業、また、移住者の住居の確保と移住・定住につなげるための空き家バンク改修修繕事業、これは令和5年度に空き家バンクにつきましては、空き家の調査等もやっております、それに則った事業を今年度から強力にやっていきたいというふうに思っております。それと、また村営住宅の入居定住助成など、いろんな支援策はしているところであります。

また、特に出産、育児関係につきましては、昨年の9月に子ども子育て応援宣言の中で、議員の皆さんからもいろいろ御指導をいただいて条例の制定が出来ましたので、それについては、出産祝い金や義務教育助成金などについてしっかり拡充したところであります。そういう中で、やはり結婚、また育児、それからいろんなそれには仕事の面も必要になってきますので、雇用の創出というのにも必要になってきますので、今、五木では複業協同組合、それと若干説明しました協力隊の皆さん、いろんな形の中で、今若い人たち、また村外から来て頑張っておられますので、そういう方の支援をしながら、当然、五木でまた頑張っている地元の若い人たちもたくさんおられますので、そういう事業所と一緒にそういうものを支援しながら、産業の育成、また雇用の拡充につなげていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） これは人口増とか若者の定住とか、もうこれは私たちが言うのは簡単だけでも、非常に難しい問題がある。なかなか簡単では非常でない。これは村を左右する重要な問題でもあるわけですから、村長、こういう問題こそ、また議会も当然それに向かってもう事業化、あるいは提案、そういうものをしていかないといけないという私は受け止めております。

それで村長、そういういろいろな問題を早めに素案のときから議員にも説明を求めて、あるいは協力を求めてこういう若い者の定住、あるいは雇用の場の創出等々をやっぱり定着させるというように進めて行く必要があると思いますが、村長の考えはどうでしょうか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） 今、議員御指摘のとおりであろうかと私も思っております。今、協力隊の皆様にしてもいろいろ村外からいろんな職場、いろんな形の中で今五木に来て仕事をされる方もおりますし、先ほど申し上げましたような、複業協同組合等

もしたりですけども、そういういろんな方々が今仕事を一生懸命頑張ってやっております。そういうものについての支援するような制度とか、現状を回復するためのいろんな取組とか、村がやるときには、当然、議会の皆様にも相談をしながら協議をしますところでもありますけども、たぶん、今伺っているところでは、村内を1回、下梶原からいろんなところをちょっと視察をいただくということを伺っておりますので、そういう中で五木に赴任している協力隊の皆さんとか、いろいろよそから来て頑張ってる人たちとも、これは行政、私たちも含めてでありますけども、議員の皆さんともいろんな意見交換とかそういう中で地場産業の振興につながれば、また移住・定住の促進とか現場の課題等も浮き彫りになってくるかと思っておりますので、その折には議会の皆さんと一緒に協議をさせていただいて、一緒に検討させてもらえればというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 4番目に入りますが、もうこれは一番重要な問題で、先ほどから7番議員が質問されておりますように、集落がもう消滅するような集落もございます。こういう集落こそ村の地域の集約化、これを広場造成を計画されてるだけじゃなく、そういう目的を持った宅地造成をしますと。集約の場にする。あるいは、一方では、非常にこれから先は危険で、避難場所のもうここも少ないというようなことで、避難場所の大きなものをつくるか、そういう目的を持った広場造成が必要かと思いますが、村長のお考えはどうですか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、議員おっしゃっていただきましたように、今回の計画の中でも国のほうでは最大で20ヘクタールの広場の候補地があるということで示していただいております。そういう中ではありますが、今御指摘のとおりでありまして、そういう平場の造成に当たっては、当然、将来何に利用するのか、その方向性を定めることはだいぶ重要かと私も思っております。そういうこともありまして、役場の各課と利活用の案については、今検討を行っておりまして、また、今後、議員の皆様へ、今協議中でもありますけども、東地区のグランドデザイン協議会においても、今いろいろ意見をいただいておりますので、そういうものも全体踏まえながら、また議員の皆さんともいろんな協議をさせていただきながら、その利活用については検討していきたいというふうに思っております。特に住宅の問題、またそういう防災拠点の問題等もこれまでだいぶ課題に上がっておりますので、しっかりそういうのも視野に入れて、また産業振興等も視野に入れて広場の活用等には十分検討していきたいというふうに思っておりますので、また議員の貴重な御意見等も賜ればというふうに思ってお

ります。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 村長、付け加えてこれは申しますが、非常に五木も高齢化が高くなっております。それで、今ここに福祉協議会とか、あるいは小さなものがありますが、これも4人ぐらいしか使用は出来ないという問題等もありますので、少し高齢者の介護施設等でも含めてこういう問題も私は十分つくる必要があろうかと思いますが、村長の考えはどうか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えします。

今、高齢化率については、今朝ほどからも人口動態の話ではいろいろ話が出てきているところでありまして、そういう高齢者福祉の中でどういう高齢者施設をつくるかということは、従来ずっと、もうここ二、三年、検討してきておりまして、今回、住みよい村づくり協議会というのがございまして、その中でいろいろ高齢者の方にアンケートをしている数値が出ております。そういう中で、一番困ったところということに上がってきておりますのが、買い物は今ちょっと不便になったと、そして身の回りの世話はちょっと大変だということが上がってきておりますので、そういうものをもとに、しっかりこれから将来どういう施設が今回必要になってくるのかと。それは場所等も含めてでありますけども、それがしっかり、どこがまた運営をしていくかということが必要になってこようかと思っております。

また、今実際、村の中では社会福祉協議会と宮園のほうに民間の施設がございすけども、その情報も今随時間かせてもらっておりますので、将来予測等も含めてトータル的にそういう施設のあり方等も検討していきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 今回の振興策については、私はここに長く住んでいる方々の対応というのも重要ですし、意見も聞かないといけないと。要するに、このダム問題にあまり関係が薄い地域も五木村にもございます。そういうところもやっぱりこの際、振興計画の中で取り入れて意見を聞いて、何をどうしたらいいかという、その住民の意見を聞きながらその地域の振興策をやっぱり考える必要もあろうと思えます。頭地、宮園ばかりじゃないと思いますので、村長、そのところはどうか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今回と申しますか、いよいよダムの問題が始まってもう五十数年、半世紀以上経

ったということは、これは午前中からありまして、その中で五木村全体の話として、大変紆余曲折があったことは私も当然認識をしております、それに伴って各集落、各地域の住民の方が大変心も揺れ、またいろんな産業的にも、また暮らしについても大変迷惑を被っていたということは私も認識はしております。一番感じましたのは、令和4年のときに区長さんのところをずっと回らせていただきまして、24カ所だったと思いますけども、その中で一番頭地以外の周辺の皆さんがおっしゃったのは、長い間ダムに翻弄された五木村と言うけれども、頭地地区の皆さんと頭地以外の集落の格差が非常に広がっていると。そういうことに対して非常に不満を持っているということはだいぶ聞かせていただきました。今、議員がおっしゃいますように、今回の振興等については、各集落にやはり村民の方に目を向けて、しっかりそれは体制を取っていくべきかというふうに思っております。

また、一番懸念されましたのが、集落の人口が減ったということで、今までは共同で作業していたような管理関係の水道施設の問題とか、いろんな道の草払いの問題とか、いろんな皆さんで共助の中でやっていた仕事がなかなか出来ないという今現状があるということは、もうずっと聞かせていただいておりますので、それについてはしっかりこれからも取り組んでいきたいというふうに思っております。

それと、もう一つは、今回、国のほうでも減税とかいろんな物価高騰に対する手当はありますけども、年金暮らしの中で、今回また電気代も上がるような話合いを社会的にありますので、これについてもやはり村としましては、しっかりこれまで御苦勞をいただいた高齢者の皆様にとって、やはり五木村でしっかり暮らせてよかったと言っていただけのような、村として独自のまたそういうものを全体的に網羅したような、いろんな高齢者のサポートとかいろんな支援等についても、しっかり担当課も入れて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 最後に、6番目にこれの質問をして終わりたいと思いますが、12のこの要望事項があります。そういう中で、今私が申し上げましたダムにあまり関係が薄い地域の振興策を取り入れた振興をやっぱり進めるということも重要だと思います。そういう地域の事業化に村長は取り組むのかどうかというものをお聞きして、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今回の振興計画の中では、一つの四つの柱、また国・県に要望しましたのは12項目の要望を2月に行いまして、3月にそれぞれ回答をいただいたところであります。これは回答内容等については、国・県共に真摯に検討をいただいて、総じて前向き

な回答をいただいたと私は認識をしております。

また、それを形にしていくような実施に向けたスケジュールも、現在、具体性に欠ける部分もございますけども、これから具体化に向けてさらなる取組を国・県にお願いしていきたいというふうに思っております。

そういうことも踏まえまして、5月に議会の皆様と共に新たなスタートを切ったということで、国・県、また国土交通省、財務省、県のほうに財源の確保も含めて要望に行った経緯がありますので、しっかりこれを踏まえまして、私どもも国、県、村連携を深めながら、3月に回答もいただいておりますので、また5月の私どもの要望についてももしっかり受け止めていただけるような、国、県、村の連携を密にしながら、新しいスタートはしっかり切れるように、私どもも精いっぱい頑張りたいというふうに思っております。とにかく、五木村全体を網羅した中で、いろんな生活環境等も含めて、今回の振興の中では取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、どうかこれからも議会の皆様の御指導をよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（岡本精二君） これで、藤本議員の一般質問を終わります。

次に、1番、園田議員。

○1番（園田良治君） 議長の発言の許可を得ましたので、質問をしたいと思います。

三つほど質問がございますので、よろしくお願ひいたします。

耕作放棄地の利活用について。現在、子別峠で夏イチゴの栽培に取り組んでいる会社もございますけども、五木でも夏イチゴの栽培の方向に検討している、向かっているとなっておりますけども、そのほかに耕作放棄地の活用は考えられているのか。よろしくお願ひします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

五木村には五木村耕作放棄地対策協議会がございます。こちらにつきましては、耕作面積や地形、また標高や気候など五木村での不利な条件でも可能性がある作物などを、県や企業、有識者の情報などを得ながら検討しております。この中で、一昨年度からは、面積また地形とか標高、気温とかこういったものが他地域と大きくは変わらないぶどう山椒、こちらの情報を得て、今視察や勉強会を参加しながら検討を進めております。令和5年度には、試験栽培として50本を購入して6地区の委員の方々に、現在、試験栽培を行っているところであり、栽培がある程度うまくいったら、こういうものを村民の方々に周知して耕作放棄地対策になればというところで、現在、取り組んでいるところでございます。

また、先ほどもありました子別峠での夏秋イチゴ、こちらにつきましては、今後、

団地化が出来ないかということで、今、協力隊等を募集しながら行っております。こういったものが本格的に進めば、もともとイチゴの時期であります春イチゴ、こういったものも、今度は五木の中でも低いところの耕作放棄地の場所とかがありましたら、こういったものも期待できるのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 1番、園田議員。

○1番（園田良治君） この夏イチゴを低いところでも栽培を計画されておるところですね。ぜひ特にサルとかそういう被害がない程度にいろいろ調べてもらって、せっかくつくったのにサルにやられてしまったとか、シカに食べられてしまったとか、もうそういうのがあって、電柵とか害獣が入らないような形をつくってあげれば、私としてはどうにか出来るんじゃないかなと思っておりますけども、そういう、将来的にやると言っていましたけども、害獣対策とかはやってるのか、考えられているのか、よろしくをお願いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まず、夏秋イチゴ、こちらにつきましては施設栽培ですので、今のところ子別峠地区での害獣被害はありません。ただ、施設栽培になりますので、今度は病虫害、こちらが大変問題となります。こちらにつきましては、今も熊本県の指導等をお願いしながら、今後さらに対策を得るような状況をつくっていきたいということで、日々、週に1度ほど上がってきていただいて調査等もしていただいている状況でございますので、そういったものを今後活用していきたいと。

また、ぶどう山椒につきましては、試験栽培前からもやはりシカの被害は出る可能性が高いということですので、先ほど説明しました6地区につきましては、鹿ネットをして、今調査をしている状況でありまして、現状ではシカの被害はあっていないと。もちろんそのネットをしているという条件のもとですけども、そういった状況になりますので、そういったものも踏まえて、今後周知する際にはこんなものが必要ですよというの、この調査をもとに周知していきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 1番、園田議員。

○1番（園田良治君） 課長のほうからそういう説明がございましたので、頑張って挑戦していただきたいと思っております。

2番目、これは自然エネルギー、再生可能エネルギーということで、それを利用した取組についてちょっと質問をいたします。

最近、電気料金の高騰などに伴い、今後、太陽光や風力、既に栗鶴川の小水力発電施設が進んでいますけども、またそのほかに水力発電施設などの村で設置する考

えはあるのかどうか、よろしく申し上げます。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、自然エネルギーを利用した取組ということで、今、1番議員さんのほうから御質問をいただきまして、今おっしゃいましたように、今回の予算等にも上程しておりますけれども、村としましたら令和4年に五木村ゼロカーボンシティ2050の宣言を行いまして、それに則って、今脱炭素に向けた取組をいろいろと進めているところでもあります。その中で、今回、五木源電力さんという方が株式会社ですけれども、五木の村内に事務所を構えていただきまして、太陽光ではありますけれども、役場庁舎、また保健福祉総合センター、また東小学校等の公共施設にP P Aという方式でありますけれども、太陽光の発電の導入を今検討されているところでもあります。P P Aというのは、一つは屋根貸しではありますけれども、施設の所有者が建物の屋根などいろんな空いてるところに太陽光発電設備をその事業者のほうから設置をいただいて、その事業者との電力契約を結んでいただいて、そこで発電された電力をその施設の所有者が使用をして、その使用料を電気料としてその会社に払うということで、トータル的には、このP P Aによって太陽光発電の中の電力需要をしたときには、今の九州電力さんからしますと、大体電気代が1割程度は安くなるという話は伺っております。これは太陽光の話ですけれども、今議員が御指摘の栗鶴谷のほうで小水力の発電の取組をしておりまして、これについては昨年度からではありますけれども、小水力の発電施設の設置に向けて、これは新エネルギー財団というのがございまして、そこが持っております水力発電導入加速化事業補助金、これを利用させていただきまして、今外部委託によって流量調査を1年間やってきたところがあります。今年度はまたその流量調査は継続はしますけれども、今年度は特に発電所をまずつくるときの基本設計、また事業として成り立つかの事業評価を併せてお願いしているところでもあります。その中で、その結果を踏まえて、早ければ令和7年度には発電事業者等の公募を行い、その公募に沿って事業者の収益を、また一部は村のほうの収益、また地区のほうの地域の活動等に使えるように還元出来たらというふうに思っておりますけれども、今おっしゃいましたように、ほかの地域で小水力の可能性の地域はないのかというお話ではありますが、これは五木村でエネルギービジョンというのを過去につくった経緯がありまして、その中で村内6カ所の水量調査をしております。それは平沢津、下梶原、一番は葛の八重谷だったんですけれども、そういう中では水量調査を大まかやっておりますので、その可能性のあるところについては、また調査をさらに深めながら、そういうものが小水力として事業性の可能性があれば、そういうものが将来は検討していきたいと。将来的にそういうもの

が広がっていきますと、そういう中で五木村全体の電力の負荷が下がっていくような取組も将来的には出来ればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 1番、園田議員。

○1番（園田良治君） 特に太陽光発電、やっぱり時代、たぶん一番重要と思います。それで、営農型太陽光発電といって、太陽光発電の下に農業ができるというシステムが全国的に広がっております。これはちょっとハードルが高いという話を聞きましたので、それで、五木の耕作放棄地ですね、さっき言われた、それを営農型の太陽光発電とかそういう施設も五木の電力のためにぜひですね。五木は結構農地とかちよこちよこ多いもんですから、そして農業委員の方に耕作放棄地を何か利用出来ないだろうかという話がございます、そういう私のほうでちょっと調べてやったことで、実現可能かどうか分かりませんが、そういう点もちょっと検討していただけたらと思っておりますけれどもどうですか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

太陽光パネルの下が日陰になりますけれども、そういう中で設置の方法ではその下のほうで営農が出来るというのは何ってはおあります。そういう営農型の太陽光発電という捉え方かと思っておりますけれども、そういう適地があれば、その中の下のほうでどういう営農が出来るかと、どういう作物があるかというのは、その作物等については産業振興課長のほうから答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

営農型になりますと、営農しなければ出来ませんので、農地としたままで太陽光を利用するということになりますので、よその地域ではお茶とかそういったものの上ということも何ってしておりますけれども、今の五木の現状でいきますと、なかなか厳しい。今営農してるものの上にはなかなか厳しいので、今後はそういったことを設置するのであれば、下にどういった営農が出来るのか、そこまでも含めていろいろ地主さん、また設置者さんと、そういう希望がありましたら協議をする必要が出てくるかなとは思っておりますけど、なかなか今の五木の営農の状況の上ということはどうかというのは、今後検討材料となると思います。

○議長（岡本精二君） 麦田政策調整監。

○政策調整監（麦田健一郎君） お答えいたします。

昨年度、脱炭素先行地域という国の制度がございます、そちらに本村も申請を行い、結果としては残念ながら採択はいただけませんでしたけども、申請を行いま

した。その際に、議員御指摘の耕作放棄地を利用して太陽光発電と、その下に営農がするようなことも検討を行いまして、実際、耕作放棄地がどの程度あるのかとか、その所有者様の御意向も可能な限りで調査を行ったところがございます。中には耕作放棄地を使ってもいいよと考えていらっしゃる所有者の方もいらっしゃるようですので、そういったところを引き続き調査のほうを行って、先ほど産業振興課長のほうから、じゃあどういう作物が適しているのかとか、その条件といろいろ場所によって違うと思いますので、これからそういった検討を電力会社様とも一緒に協力しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本精二君） 1番、園田議員。

○1番（園田良治君） 五木も昨日だったですか、ちょっと話で2050年までにCO2ゼロという目標を掲げておられます。あと26年ということです。それで、ぜひ進めてもらって目標を達成できますように、よろしく願いいたします。

次は、3番目、婚活イベントについてちょっとお答えとかお願いいたします。数年前に婚活イベントが頻繁に行われておりました。最近はなかなか行われていないということの住民の方がちょっといらっしゃいましたので、今後、このイベントなどを行う考え、又は予定はあるのかということで質問してくださいということでもちょっとございましたので、よろしく願いいたします。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、ただいま1番議員さんから婚活イベントについて予定はあるのかという御質問にお答えしたいと思います。

今、全国的に人口減少、少子高齢化対策の一環として出会いの場を提供する婚活イベント等の結婚支援事業に取り組む自治体が増えております。本村でも平成22年度から28年度まで、村独自で婚活イベントを村内外で実施してきました。しかしながら、十分な参加者数を確保することが出来ないなどの課題があり、それ以降は村独自の婚活イベントを行っておりません。今年度も今のところ予算化しておりませんで、行う予定はしておりません。ただ、現在、球磨郡全体の定住促進の活性化を図る目的として、郡全体で連携しまして結婚対策を行う球磨郡結婚対策推進協議会という協議会があります。五木村もそれに参加をさせていただいてるところです。昨年は、当協議会主催の婚活イベントが1回開催され、本村からも2名ほど参加をいただいたところがございます。引き続き、球磨郡結婚対策推進協議会で連携を取りながら、婚活イベントを含む結婚対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、出会いの場を提供するとともに、結婚や子育てをしやすい環境を整えることも重要かと考えております。本村では、結婚に伴う新生活を経済的に支援するための結婚を機に村内に居住する夫婦に対して住居費用を支援する結婚新生活支援事

業を設けております。また、昨年9月に、先ほどもありましたけども、子ども子育て応援宣言を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援を行うため、出産祝い金や義務教育費助成金などを新設するための子育て定住支援条例の一部を改正を行ったところです。結婚、子育てに対する経済的、心理的な不安を軽減し、結婚を前向きに考えていただけるよう、これからの取組をしっかりとPRしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 1番、園田議員。

○1番（園田良治君） 課長のほうから答弁をいただきまして、私は人口減少の少しでも歯止めになればなと思っています。今後、どんどんやっていただいて、アイデアをどんどん出してください。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（岡本精二君） これで園田議員の一般質問を終わります。

以上、5名の方の一般質問が終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、本日はこれで散会します。大変御苦労さまでございました。

-----○-----

散会 午後1時55分

第2回五木村議会定例会会議録

令和6年6月21日（金）開会

（第3日）

五木村議会

令和6年第2回五木村議会定例会（第3号）

令和6年6月21日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 質疑
- 日程第2 討論
- 日程第3 採決
- 日程第4 議員派遣について
- 日程第5 閉会中の継続審査・調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

- 1番 園 田 良 治 君
- 2番 早 田 吉 臣 君
- 3番 中 村 俊 也 君
- 4番 川 邊 正 美 君
- 5番 田 山 淳 士 君
- 6番 藤 本 新 一 君
- 7番 西 村 久 徳 君
- 8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

- 村 長 木 下 丈 二 君
- 総務課長 竹 村 文 秀 君
- ダム対策課長 土 肥 整 二 君
- 政策調整監 麦 田 健 一 郎 君
- 保健福祉課長 高 田 孝 浩 君
- 住民税務課長 北 原 仁 司 君
- 産業振興課長 土 肥 博 司 君
- 建設課長 黒 木 光 重 君
- 会計管理者 大 岩 留 美 君

教 育 長 西 龍三郎 君
教 育 課 長 山 尾 浩 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木 野 徹 也 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 起立、礼。おはようございます。着席。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 質疑

○議長（岡本精二君） 日程第1 これから質疑を行います。昨日まで議案第55号まで質疑が終わっておりますので、全議案に対して質疑を行います。聞き残しがあった方は質疑を許可しますので、お願いします。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、議案に対する質疑が終了しましたので、質疑の終結を宣告します。

-----○-----

日程第2 討論

○議長（岡本精二君） 日程第2 これから討論を行います。

議案第46号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第46号の討論を終わります。

議案第47号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第47号の討論を終わります。

議案第48号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第48号の討論を終わります。

議案第49号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第49号の討論を終わります。

議案第50号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第50号の討論を終わります。

議案第51号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第51号の討論を終わります。

議案第52号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第52号の討論を終わります。

議案第53号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第53号の討論を終わります。

議案第54号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第54号の討論を終わります。

議案第55号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第55号の討論を終わります。

議案に対する討論が終了しましたので、ここで討論の終結を宣告します。

-----○-----

日程第3 採決

○議長（岡本精二君） 日程第3 これから採決を行います。

議案第46号の採決を行います。原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 賛成多数により、議案第46号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第47号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第49号は原案のとおり

可決されました。

次に、議案第50号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成でございます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議員派遣について

○議長（岡本精二君） 日程第4 議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付しております議員派遣について、このように決定したいと思います
が、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、議員派遣の件については、配付内容のとおり
決定しました。

-----○-----

日程第5 閉会中の継続審査・調査について

○議長（岡本精二君） 日程第5 閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

各委員長より閉会中の継続審査・調査について申し出がっております。一括し
てお諮りします。申し出のとおり、閉会中において審査・調査をすることに御異議
ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、各委員長の申し出のとおり、閉会中において
審査及び調査をすることを決定しました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、本日
閉会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定しまし
た。

それでは、本日の会議を閉じます。

令和6年第2回五木村議会定例会を閉会します。

大変御苦労さまでございました。

-----○-----

閉会 午前10時10分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを認めるためここに署名します。

令和 年 月 日

五木村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

五木村議会会議録
令和6年第2回定例会

令和6年6月発行

発行人 五木村議会議長 岡本 精二

編集人 五木村議会事務局長 木野 徹也

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
五木村議会事務局

〒868-0201 球磨郡五木村甲2672-7

電話(0966)37-2211

# 資 料